

# 野村つみたて外国株投信

追加型投信 海外 株式 インデックス型

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2024年1月27日)

この目論見書により行なう野村つみたて外国株投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月28日に関東財務局長に提出しており、2023年7月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	3
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	4
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	22
4【手数料等及び税金】	25
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	42
1【申込（販売）手続等】	42
2【換金（解約）手続等】	43
3【資産管理等の概要】	44
4【受益者の権利等】	47
第3【ファンドの経理状況】	48
1【財務諸表】	51
【中間財務諸表】	132
2【ファンドの現況】	144
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	145
第三部【委託会社等の情報】	146
第1【委託会社等の概況】	146
1【委託会社等の概況】	146
2【事業の内容及び営業の概況】	148
3【委託会社等の経理状況】	149
4【利害関係人との取引制限】	200
5【その他】	200
約款	201

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

野村つみたて外国株投信

(以下「ファンド」といいます。なお、「つみたて外国株」と称する場合があります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万円当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）

※分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年7月29日から2024年7月26日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。なお、主としてつみたて投資※によって取得される資金の運用を行なうためのファンドです。

※ つみたて投資とは定期的に継続して投資することをいいます。

#### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村つみたて外国株投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型  追加型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( ) 資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ( )	日経 225  TOPIX
不動産投信  その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・フ ァンズ	なし	その他 (MSCI ACWI(除く 日本、配当込み、 円換算ベース))
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。  
 なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

- ◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

### <商品分類表定義>

#### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### <属性区分表定義>

#### [投資対象資産による属性区分]

##### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

##### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え



「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

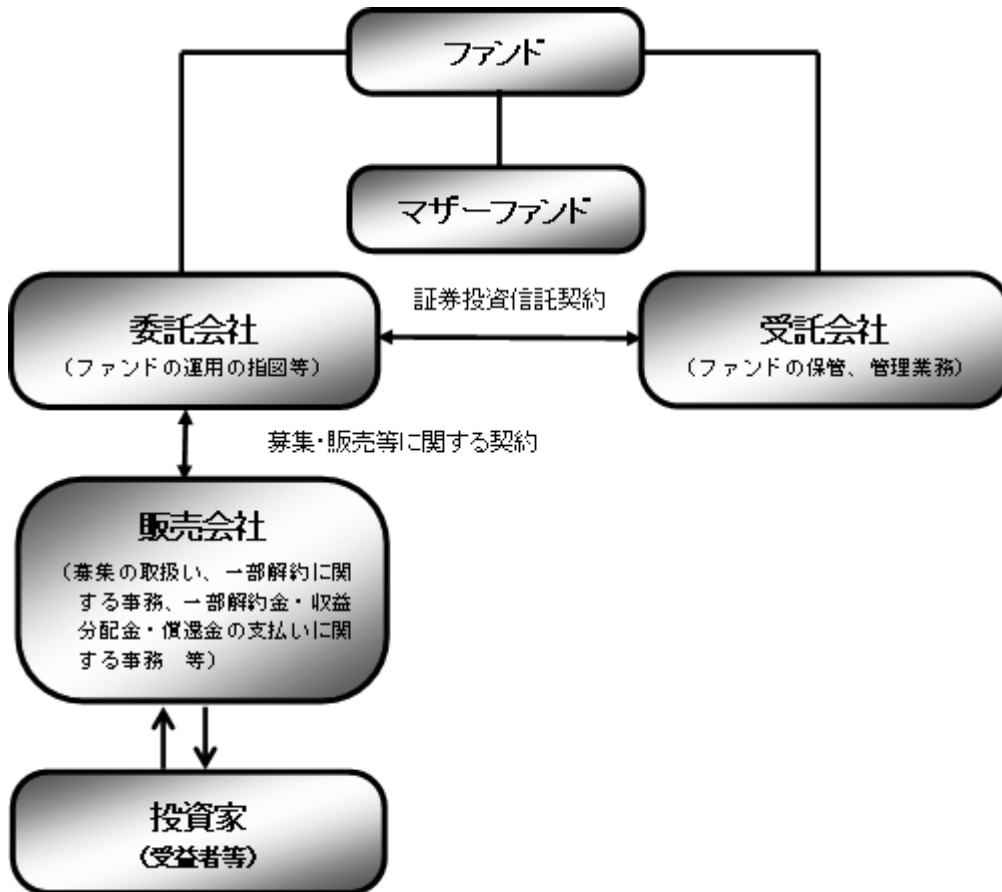
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年10月2日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村つみたて外国株投信
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年12月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

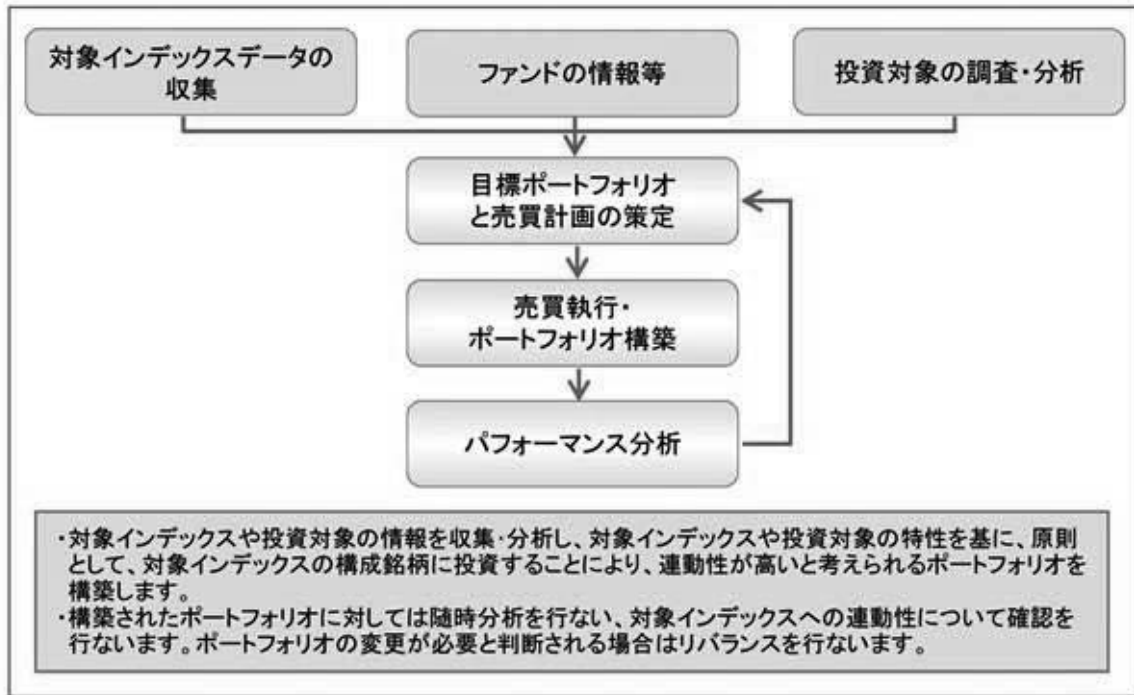
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 外国の株式（新興国の株式を含みます。）を実質的な主要投資対象とし、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- MSCI ACWIは、MSCIが算出する先進国と新興国の大型株および中型株から構成される指数です。MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

## ■投資プロセス■



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 各マザーファンドへの投資配分比率は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み）における先進国および新興国の割合をもとに決定します。
  - 投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
  - 各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
- MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

## ■指数の著作権等について■

「MSCI ACWI（除く日本、配当込み、ドルベース）」は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

外国の株式（新興国の株式<sup>※1</sup>を含みます。）を実質的な主要投資対象<sup>※2</sup>とします。

※1 DR（預託証券）を含みます。DRとは Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

なお、株式に直接投資する場合があります。

## ①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限の④、⑤及び⑧」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

## ②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 11 号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

### ④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引\*

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないません。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

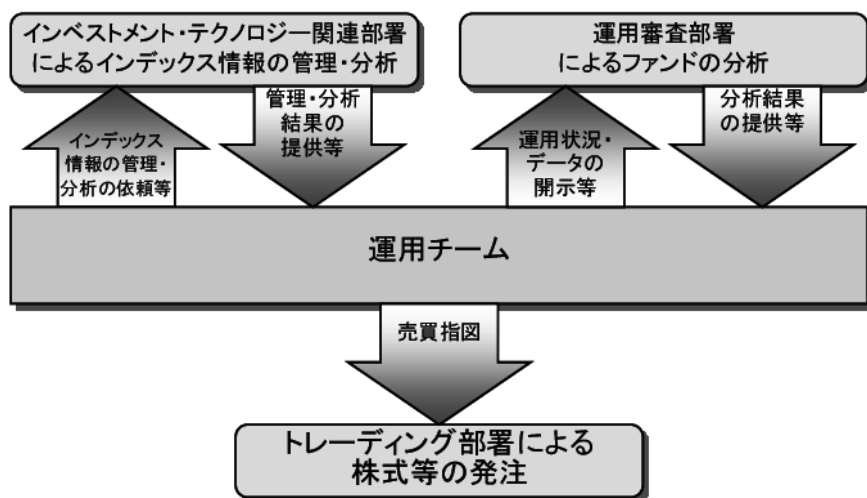
⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



### (3) 【運用体制】

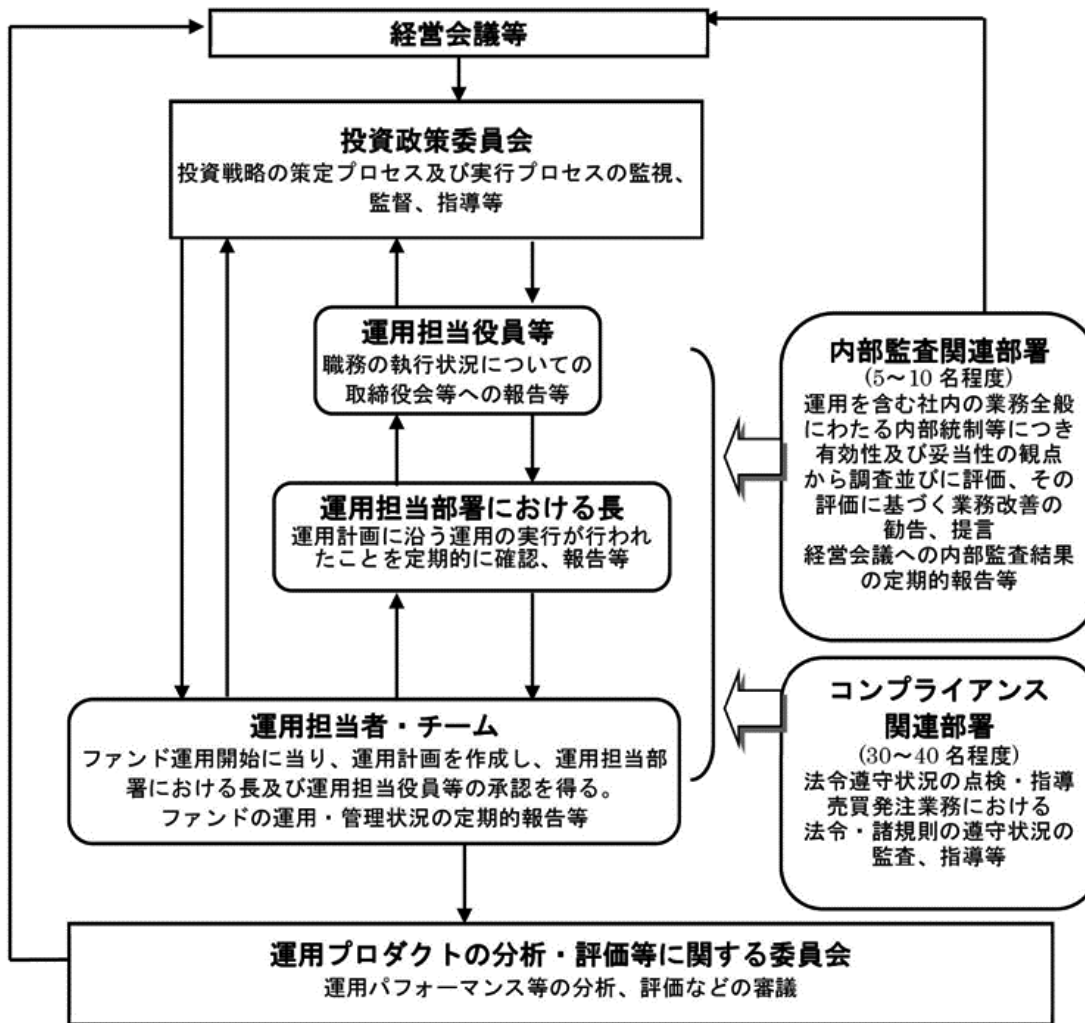
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

\*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年5月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

##### ①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

##### ②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債<sup>\*</sup>の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑧直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ⑩同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### ≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- ◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

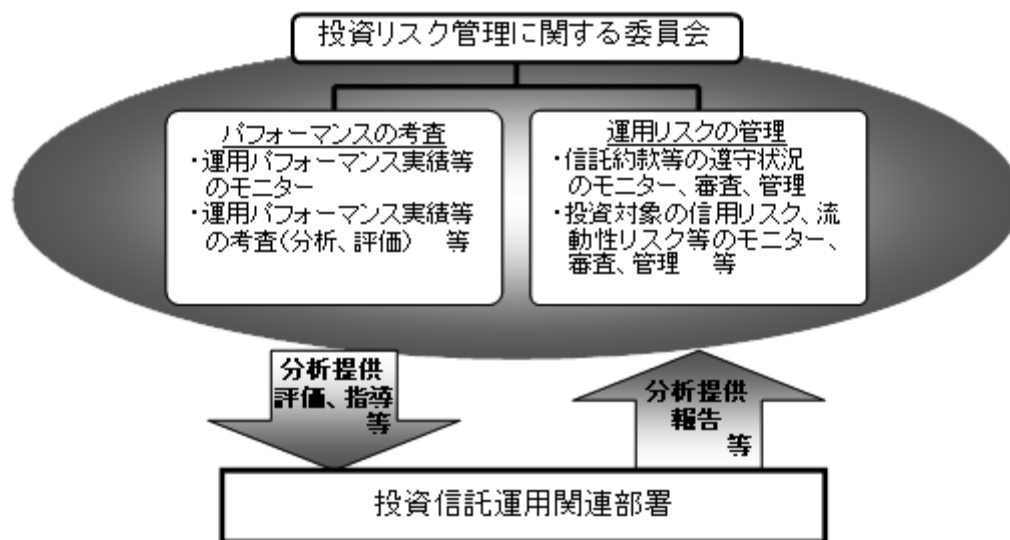
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

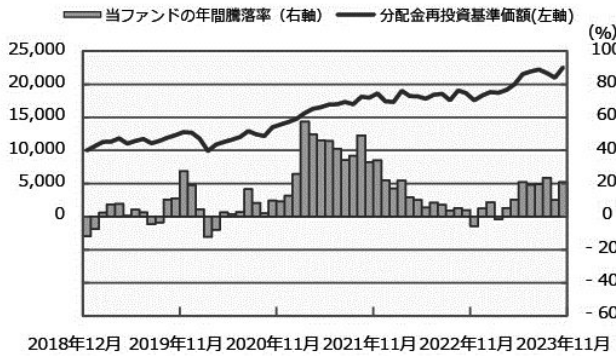
### リスク管理体制図



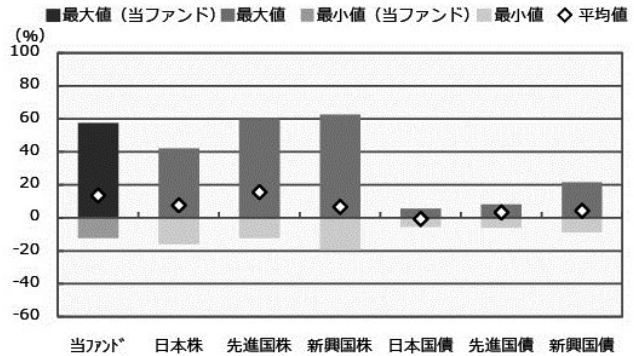
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# リスクの定量的比較 (2018年12月末～2023年11月末：月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	57.5	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 12.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	13.6	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.209%（税抜年0.19%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.085%	年0.085%	年0.02%

##### 《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

##### (4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

##### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

## ■個人、法人別の課税について■

### ◆個人の投資家に対する課税

#### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

#### <換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（国税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

#### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ 特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### \*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収<sup>\*</sup>が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

<sup>\*</sup>源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益<sup>※</sup>については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

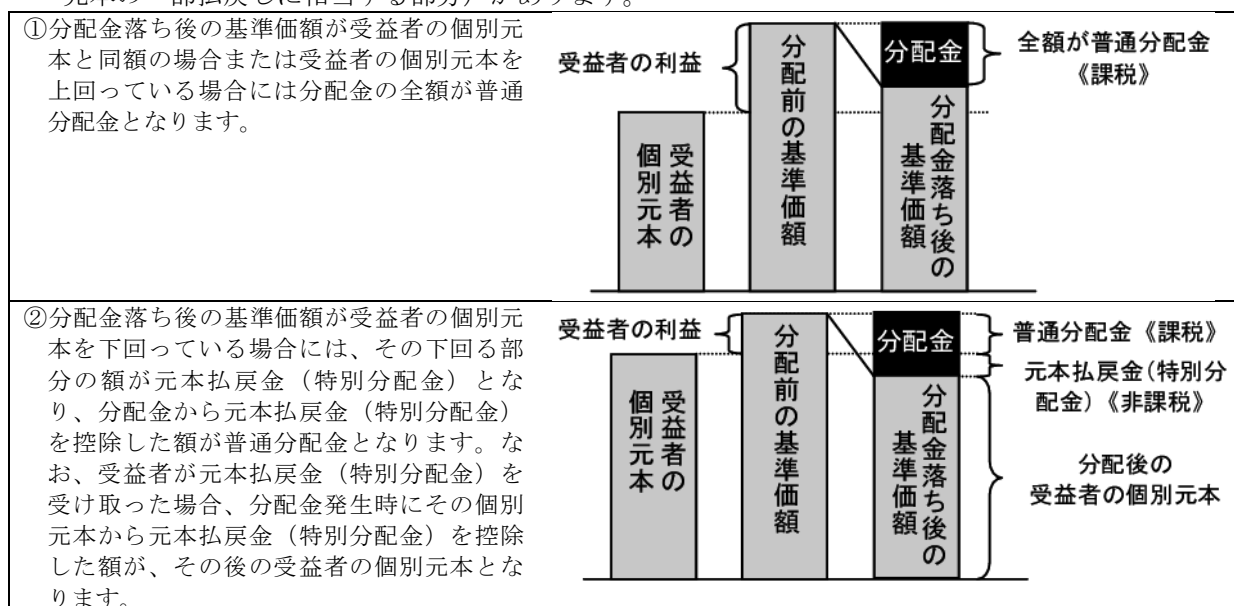
## ■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*上記は 2023 年 11 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

以下は 2023 年 11 月 30 日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村つみたて外国株投信

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	111,275,776,150	99.97
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	31,500,576	0.02
合計 (純資産総額)		111,307,276,726	100.00

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,359,031,271,184	71.94
	カナダ	61,809,690,595	3.27
	ドイツ	46,029,082,955	2.43
	イタリア	14,268,797,508	0.75
	フランス	63,006,898,027	3.33
	オランダ	25,378,564,005	1.34
	スペイン	14,243,712,435	0.75
	ベルギー	4,164,136,259	0.22
	オーストリア	1,043,078,418	0.05
	ルクセンブルグ	261,047,321	0.01
	フィンランド	4,551,921,769	0.24
	アイルランド	2,735,435,273	0.14
	ポルトガル	1,194,749,810	0.06
	スイス	605,389,548	0.03
	イギリス	78,715,224,313	4.16
	スイス	52,319,839,394	2.76
	スウェーデン	17,463,975,283	0.92
	ノルウェー	3,618,928,453	0.19
	デンマーク	17,953,938,044	0.95
	オーストラリア	35,801,783,046	1.89
	ニュージーランド	1,026,570,717	0.05
	香港	10,693,875,994	0.56
シンガポール	5,819,513,611	0.30	
イスラエル	2,035,729,083	0.10	
	小計	1,823,773,153,045	96.54
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	32,133,199,437	1.70
	カナダ	156,932,634	0.00

	フランス	707,479,373	0.03
	ベルギー	152,504,202	0.00
	イギリス	584,721,758	0.03
	オーストラリア	2,234,840,340	0.11
	香港	432,396,840	0.02
	シンガポール	776,445,971	0.04
	小計	37,178,520,555	1.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	28,014,552,033	1.48
合計（純資産総額）		1,888,966,225,633	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	20,384,078,473	1.07
	買建	カナダ	917,977,881	0.04
	買建	ドイツ	2,609,760,944	0.13
	買建	イギリス	1,168,224,563	0.06
	買建	スイス	765,083,719	0.04
	買建	オーストラリア	549,929,838	0.02

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,359,624,159	3.22
	メキシコ	2,461,848,156	2.36
	ブラジル	5,646,576,142	5.41
	チリ	218,332,280	0.20
	コロンビア	51,023,904	0.04
	ギリシャ	493,019,724	0.47
	トルコ	666,705,537	0.63
	チェコ	168,061,445	0.16
	ハンガリー	240,680,455	0.23
	ポーランド	943,034,118	0.90
	香港	20,814,080,504	19.96
	マレーシア	1,346,900,077	1.29
	タイ	1,725,165,128	1.65
	フィリピン	624,513,555	0.59
	インドネシア	1,908,105,345	1.83
	韓国	12,624,090,778	12.10
	台湾	15,749,666,103	15.10
インド	15,972,952,487	15.32	

	カタール	882,198,680	0.84
	エジプト	13,095,832	0.01
	南アフリカ	3,023,859,013	2.90
	アラブ首長国連邦	1,292,942,839	1.24
	クウェート	757,463,325	0.72
	サウジアラビア	3,992,127,652	3.82
	小計	94,976,067,238	91.09
投資信託受益証券	アメリカ	3,863,269,203	3.70
投資証券	メキシコ	115,425,778	0.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,303,159,045	5.08
合計（純資産総額）		104,257,921,264	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,584,943,988	4.39
	買建	香港	607,082,899	0.58

## （２）【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

#### 野村つみたて外国株投信

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSC I-KOKUSA Iマザーファンド	17,263,541,381	4.9132	84,819,231,514	5.7302	98,923,544,821	88.87
2	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	7,069,324,861	1.5821	11,184,378,863	1.7473	12,352,231,329	11.09

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

#### （参考）外国株式MSC I-KOKUSA Iマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3,687,800	23,966.77	88,384,672,022	27,850.64	102,707,611,950	5.43
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,656,200	42,137.40	69,787,972,329	55,717.46	92,279,272,986	4.88
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,165,100	15,255.06	33,028,737,328	21,519.28	46,591,398,324	2.46
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・	579,140	41,632.38	24,110,978,273	70,799.49	41,002,821,272	2.17

				半導体製造装置						
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,393,000	15,056.63	20,973,898,510	19,852.97	27,655,200,165	1.46
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	518,700	31,267.61	16,218,512,056	48,856.65	25,341,946,430	1.34
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,239,500	15,089.79	18,703,805,647	20,060.34	24,864,801,346	1.31
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	668,800	29,130.43	19,482,436,666	35,905.66	24,013,711,962	1.27
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	218,270	69,450.19	15,158,894,584	78,679.50	17,173,376,342	0.90
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	189,180	51,768.88	9,793,638,017	87,044.85	16,467,144,761	0.87
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	303,900	45,195.10	13,734,791,784	52,752.53	16,031,496,389	0.84
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	685,200	19,048.13	13,051,783,274	22,695.84	15,551,191,212	0.82
13	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	103,927	94,596.96	9,831,178,673	138,367.86	14,380,157,428	0.76
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	379,400	32,783.96	12,438,235,837	37,389.60	14,185,616,554	0.75
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	939,300	16,115.83	15,137,603,744	15,051.14	14,137,539,371	0.74
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	564,546	22,589.76	12,752,959,888	22,370.81	12,629,355,649	0.66
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	552,600	21,697.66	11,990,128,953	22,226.68	12,282,468,397	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	198,400	53,037.80	10,522,699,713	60,272.22	11,958,009,916	0.63
19	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	765,100	11,802.91	9,030,411,794	14,932.40	11,424,782,300	0.60
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	235,700	42,045.43	9,910,108,586	45,741.71	10,781,321,377	0.57
21	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	626,000	18,606.41	11,647,617,746	16,709.35	10,460,054,853	0.55
22	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	106,900	57,106.65	6,104,701,717	90,799.54	9,706,471,606	0.51
23	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	94,520	100,400.56	9,489,861,174	101,622.09	9,605,320,136	0.50
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	425,400	23,857.68	10,149,059,773	21,164.84	9,003,524,510	0.47
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	103,900	72,783.53	7,562,209,342	86,456.57	8,982,837,644	0.47
26	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	594,900	15,581.05	9,269,171,154	14,873.18	8,848,060,196	0.46
27	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	413,700	23,118.10	9,563,961,914	20,369.19	8,426,735,971	0.44

28	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	963,200	9,055.91	8,722,657,990	8,563.88	8,248,735,092	0.43
29	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	347,300	21,534.11	7,478,799,707	22,954.68	7,972,162,309	0.42
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	322,800	26,516.67	8,559,582,362	24,584.22	7,935,786,603	0.42

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.25
		メディア	0.66
		娯楽	1.02
		不動産管理・開発	0.32
		エネルギー設備・サービス	0.27
		石油・ガス・消耗燃料	4.58
		化学	1.87
		建設資材	0.30
		容器・包装	0.21
		金属・鉱業	1.45
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	1.70
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.31
		電気設備	0.85
		コングロマリット	0.89
		機械	1.77
		商社・流通業	0.42
		商業サービス・用品	0.56
		航空貨物・物流サービス	0.50
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.05
		陸上運輸	1.05
		運送インフラ	0.10
		自動車用部品	0.16
		自動車	1.88
		家庭用耐久財	0.30
		レジャー用品	0.01
		繊維・アパレル・贅沢品	1.22
		ホテル・レストラン・レジャー	2.03
販売	0.08		
大規模小売り	2.89		
専門小売り	1.55		
生活必需品流通・小売り	1.66		



		飲料	1.57
		食品	1.44
		タバコ	0.56
		家庭用品	1.06
		パーソナルケア用品	0.60
		ヘルスケア機器・用品	2.16
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.13
		バイオテクノロジー	1.76
		医薬品	4.92
		銀行	5.23
		金融サービス	3.08
		保険	3.14
		情報技術サービス	1.38
		ソフトウェア	8.87
		通信機器	0.65
		コンピュータ・周辺機器	5.69
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	6.28
		各種電気通信サービス	0.97
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.62
		ガス	0.09
		総合公益事業	0.75
		水道	0.09
		消費者金融	0.35
		資本市場	3.12
		各種消費者サービス	0.02
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
		ヘルスケア・テクノロジー	0.04
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.15
		専門サービス	1.00
	新株予約権証券	—	0.00
	投資証券	—	1.96
	合計		98.51

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・ 半導体製 造装置	2,461,000	2,409.92	5,930,835,323	2,704.45	6,655,672,122	6.38

2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	669,600	6,171.53	4,132,460,762	5,972.28	3,999,038,688	3.83
3	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	477,130	7,463.02	3,560,834,438	8,295.06	3,957,826,749	3.79
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	6,293,300	709.37	4,464,326,677	613.87	3,863,269,203	3.70
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,640,480	1,497.17	2,456,085,335	1,369.66	2,246,912,961	2.15
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	304,200	4,075.12	1,239,652,943	4,273.24	1,299,921,433	1.24
7	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	59,730	9,522.78	568,795,914	20,844.23	1,245,025,924	1.19
8	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	517,300	1,663.00	860,272,951	1,672.48	865,178,042	0.82
9	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	506,940	2,439.48	1,236,674,637	1,704.07	863,865,301	0.82
10	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	329,300	2,261.84	744,825,887	2,598.08	855,550,378	0.82
11	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	54,550	10,076.64	549,681,130	14,878.64	811,629,812	0.77
12	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,608,000	104.01	999,345,770	84.40	810,945,946	0.77
13	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	278,688	2,908.49	810,561,556	2,775.28	773,439,183	0.74
14	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	340,052	2,113.62	718,743,573	2,200.57	748,310,505	0.71
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	150,538	3,125.59	470,521,157	4,466.59	672,392,549	0.64
16	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	193,350	2,599.07	502,530,660	3,330.91	644,031,835	0.61
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,237,649	501.78	621,034,199	480.58	594,793,317	0.57
18	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	199,100	2,940.61	585,476,028	2,972.73	591,872,335	0.56
19	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	91,200	5,845.17	533,079,624	6,254.47	570,408,120	0.54
20	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	83,600	6,345.26	530,464,205	6,594.98	551,340,328	0.52
21	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	476,000	755.87	359,795,604	1,055.49	502,416,975	0.48
22	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	18,620	23,875.85	444,568,392	26,922.59	501,298,728	0.48
23	香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	225,360	2,187.76	493,035,597	2,168.48	488,689,554	0.46
24	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,640,000	85.63	482,955,875	85.44	481,881,600	0.46
25	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	233,567	2,560.51	598,052,831	2,008.34	469,082,883	0.44
26	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO	銀行	483,991	799.16	386,788,200	932.06	451,109,533	0.43

			HOLDING SA-PREF							
27	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	669,500	1,083.72	725,555,138	673.53	450,928,335	0.43
28	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	6,390,000	83.67	534,685,028	70.08	447,841,872	0.42
29	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1,525,000	212.87	324,629,741	291.64	444,755,880	0.42
30	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	227,700	1,595.65	363,330,834	1,887.06	429,685,156	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.16
		メディア	0.04
		娯楽	1.07
		不動産管理・開発	1.40
		エネルギー設備・サービス	0.05
		石油・ガス・消耗燃料	4.67
		化学	2.43
		建設資材	0.82
		容器・包装	0.06
		金属・鉱業	3.52
		紙製品・林産品	0.18
		航空宇宙・防衛	0.29
		建設関連製品	0.03
		建設・土木	0.55
		電気設備	1.13
		コングロマリット	1.21
		機械	0.53
		商社・流通業	0.11
		商業サービス・用品	0.03
		航空貨物・物流サービス	0.24
		旅客航空輸送	0.29
		海上運輸	0.24
		陸上運輸	0.29
		運送インフラ	0.64
		自動車用部品	0.60
		自動車	2.96
		家庭用耐久財	0.26
繊維・アパレル・贅沢品	0.87		
ホテル・レストラン・レジャー	1.95		
大規模小売り	4.66		
専門小売り	0.63		

		生活必需品流通・小売り	1.40
		飲料	1.17
		食品	1.43
		タバコ	0.35
		家庭用品	0.07
		パーソナルケア用品	0.68
		ヘルスケア機器・用品	0.09
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.82
		バイオテクノロジー	0.63
		医薬品	1.13
		銀行	15.41
		金融サービス	1.09
		保険	2.37
		情報技術サービス	2.22
		ソフトウェア	0.18
		通信機器	0.19
		コンピュータ・周辺機器	6.01
		電子装置・機器・部品	2.21
		半導体・半導体製造装置	9.24
		各種電気通信サービス	1.27
		無線通信サービス	1.43
		電力	1.06
		ガス	0.36
		総合公益事業	0.03
		水道	0.10
		消費者金融	0.63
		資本市場	0.77
		各種消費者サービス	0.25
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.71
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.61
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.70
投資証券	—	—	0.11
合計			94.91

②【投資不動産物件】

野村つみたて外国株投信

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村つみたて外国株投信

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2023年12月限)	買建	608	米ドル	132,244,862.5	19,449,251,924	138,601,200	20,384,078,473	1.07
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2023年12月限)	買建	35	カナダドル	8,204,860	887,847,896	8,483,300	917,977,881	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2023年12月限)	買建	369	ユーロ	15,430,120	2,492,118,681	16,158,510	2,609,760,944	0.13
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2023年12月限)	買建	32	豪ドル	5,556,150	541,446,819	5,643,200	549,929,838	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2023年12月限)	買建	84	英ポンド	6,226,180	1,163,299,465	6,252,540	1,168,224,563	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2023年12月限)	買建	42	スイスフラン	4,441,290	748,623,843	4,538,940	765,083,719	0.04

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物(2023年12月限)	買建	633	米ドル	30,563,045	4,494,907,042	31,175,250	4,584,943,988	4.39
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2023年12月限)	買建	90	米ドル	4,264,650	627,202,075	4,127,850	607,082,899	0.58

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

野村つみたて外国株投信

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2018年5月14日)	1,901	1,901	1.0433	1.0433
第2計算期間	(2019年5月13日)	7,375	7,375	1.0602	1.0602
第3計算期間	(2020年5月12日)	14,319	14,319	1.0134	1.0134
第4計算期間	(2021年5月12日)	33,925	33,925	1.4950	1.4950
第5計算期間	(2022年5月12日)	53,815	53,815	1.6136	1.6136
第6計算期間	(2023年5月12日)	83,654	83,654	1.7891	1.7891
	2022年11月末日	70,136	—	1.7392	—
	12月末日	67,985	—	1.6369	—
	2023年1月末日	72,834	—	1.7049	—
	2月末日	76,414	—	1.7511	—
	3月末日	78,558	—	1.7431	—
	4月末日	82,223	—	1.7831	—
	5月末日	87,979	—	1.8654	—
	6月末日	96,877	—	2.0079	—
	7月末日	100,560	—	2.0419	—
	8月末日	104,013	—	2.0696	—
	9月末日	103,475	—	2.0203	—
	10月末日	101,957	—	1.9541	—
	11月末日	111,307	—	2.1011	—

②【分配の推移】

野村つみたて外国株投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年10月2日～2018年5月14日	0.0000円
第2計算期間	2018年5月15日～2019年5月13日	0.0000円
第3計算期間	2019年5月14日～2020年5月12日	0.0000円
第4計算期間	2020年5月13日～2021年5月12日	0.0000円
第5計算期間	2021年5月13日～2022年5月12日	0.0000円
第6計算期間	2022年5月13日～2023年5月12日	0.0000円

③【収益率の推移】

## 野村つみたて外国株投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年10月2日～2018年5月14日	4.3%
第2計算期間	2018年5月15日～2019年5月13日	1.6%
第3計算期間	2019年5月14日～2020年5月12日	△4.4%
第4計算期間	2020年5月13日～2021年5月12日	47.5%
第5計算期間	2021年5月13日～2022年5月12日	7.9%
第6計算期間	2022年5月13日～2023年5月12日	10.9%
第7期（中間期）	2023年5月13日～2023年11月12日	15.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （4）【設定及び解約の実績】

## 野村つみたて外国株投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年10月2日～2018年5月14日	1,966,003,784	143,764,609	1,822,239,175
第2計算期間	2018年5月15日～2019年5月13日	5,530,277,266	396,048,509	6,956,467,932
第3計算期間	2019年5月14日～2020年5月12日	7,913,223,797	739,614,620	14,130,077,109
第4計算期間	2020年5月13日～2021年5月12日	9,806,879,317	1,244,046,904	22,692,909,522
第5計算期間	2021年5月13日～2022年5月12日	11,973,323,702	1,314,150,369	33,352,082,855
第6計算期間	2022年5月13日～2023年5月12日	15,339,127,875	1,934,166,388	46,757,044,342
第7期（中間期）	2023年5月13日～2023年11月12日	7,475,220,607	1,574,558,206	52,657,706,743

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2023年11月30日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年5月	0 円
2022年5月	0 円
2021年5月	0 円
2020年5月	0 円
2019年5月	0 円
設定来累計	0 円

### ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率(%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	88.9
新興国株式マザーファンド	11.1

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄  
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4.8
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	4.3
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2.2
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.9
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.3
6	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.2
7	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.2
8	TESLA INC	自動車	1.1
9	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.8
10	ELI LILLY & CO.	医薬品	0.8

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	65.4
2	イギリス	3.7
3	フランス	3.0
4	カナダ	2.9
5	スイス	2.5

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。



・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

実質的な銘柄別投資比率（上位）

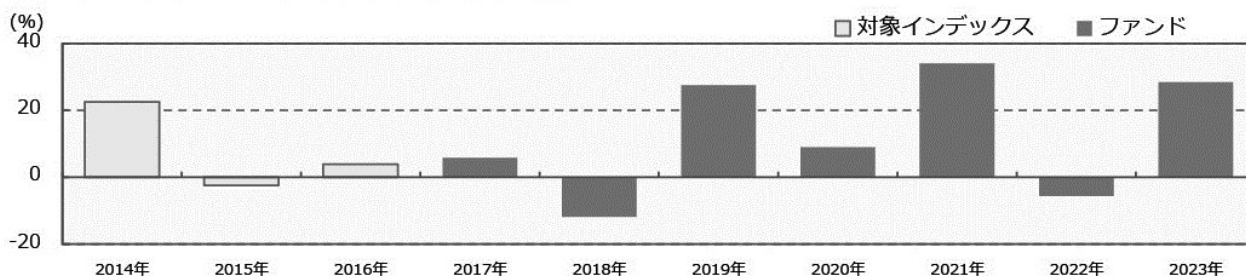
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.7
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.4
3	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.4
4	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.4
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.2
6	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	0.1
7	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	0.1
8	ICICI BANK LTD	銀行	0.1
9	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	0.1
10	INFOSYS LTD	情報技術サービス	0.1

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	香港	2.2
2	インド	1.7
3	台湾	1.7
4	韓国	1.3
5	アメリカ	0.8

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

## ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2014年から2016年は対象インデックスの年間収益率。（出所：MSCI）
- ・2017年は設定日（2017年10月2日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

- ・ 申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

#### (4) 販売単位

1 口単位または 1 円単位（当初元本 1 口=1 円）（分配金を再投資する場合には 1 口単位）とします。

#### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

#### (7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約\*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

#### (9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

### (3) 換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

### (4) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

### (5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

### (6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

### (7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合に

は、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日*の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2017年10月2日設定)。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

##### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

##### (c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

##### (d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と

合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### ① 収益分配金に対する請求権

###### ■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

###### ■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

##### ② 償還金に対する請求権

###### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

###### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

##### ③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2022年5月13日から2023年5月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2023年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村つみたて外国株投信の2022年5月13日から2023年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村つみたて外国株投信の2023年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村つみたて外国株投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2022年5月12日現在)	第6期 (2023年5月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	115,675,201	215,294,827
親投資信託受益証券	53,798,868,331	83,630,940,897
未収入金	9,700,686	10,450,234
流動資産合計	53,924,244,218	83,856,685,958
資産合計	53,924,244,218	83,856,685,958
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	54,501,235	124,477,225
未払受託者報酬	5,572,369	8,054,850
未払委託者報酬	47,365,105	68,466,179
未払利息	15	211
その他未払費用	835,804	1,208,170
流動負債合計	108,274,528	202,206,635
負債合計	108,274,528	202,206,635
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	33,352,082,855	46,757,044,342
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20,463,886,835	36,897,434,981
(分配準備積立金)	10,013,897,430	16,266,453,011
元本等合計	53,815,969,690	83,654,479,323
純資産合計	53,815,969,690	83,654,479,323
負債純資産合計	53,924,244,218	83,856,685,958

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 自 2021年5月13日 至 2022年5月12日	第6期 自 2022年5月13日 至 2023年5月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	15
有価証券売買等損益	2,539,675,595	7,048,025,718
営業収益合計	2,539,675,595	7,048,025,733
<b>営業費用</b>		
支払利息	14,421	31,350
受託者報酬	9,998,123	15,016,349
委託者報酬	84,983,896	127,638,799

その他費用	1,499,599	2,252,333
営業費用合計	96,496,039	144,938,831
営業利益又は営業損失(△)	2,443,179,556	6,903,086,902
経常利益又は経常損失(△)	2,443,179,556	6,903,086,902
当期純利益又は当期純損失(△)	2,443,179,556	6,903,086,902
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	169,935,208	183,567,713
期首剰余金又は期首欠損金(△)	11,232,094,248	20,463,886,835
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,639,393,914	10,932,463,750
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,639,393,914	10,932,463,750
剰余金減少額又は欠損金増加額	680,845,675	1,218,434,793
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	680,845,675	1,218,434,793
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20,463,886,835	36,897,434,981

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年5月13日から2023年5月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 2022年5月12日現在	第6期 2023年5月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 33,352,082,855口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,757,044,342口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6136円 (10,000口当たり純資産額) (16,136円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7891円 (10,000口当たり純資産額) (17,891円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自2021年5月13日 至2022年5月12日	第6期 自2022年5月13日 至2023年5月12日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>711,455,380円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>1,561,788,968円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>10,449,989,405円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>7,740,653,082円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>20,463,886,835円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>33,352,082,855口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>6,135円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	711,455,380円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,561,788,968円	収益調整金額	C	10,449,989,405円	分配準備積立金額	D	7,740,653,082円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,463,886,835円	当ファンドの期末残存口数	F	33,352,082,855口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,135円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,350,195,881円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>5,369,323,308円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>20,630,981,970円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>9,546,933,822円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>36,897,434,981円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>46,757,044,342口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,891円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,350,195,881円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,369,323,308円	収益調整金額	C	20,630,981,970円	分配準備積立金額	D	9,546,933,822円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,897,434,981円	当ファンドの期末残存口数	F	46,757,044,342口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,891円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	711,455,380円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,561,788,968円																																															
収益調整金額	C	10,449,989,405円																																															
分配準備積立金額	D	7,740,653,082円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,463,886,835円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	33,352,082,855口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,135円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,350,195,881円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,369,323,308円																																															
収益調整金額	C	20,630,981,970円																																															
分配準備積立金額	D	9,546,933,822円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,897,434,981円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	46,757,044,342口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,891円																																															

10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	0円

10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	0円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第5期 自 2021年 5月 13日 至 2022年 5月 12日	第6期 自 2022年 5月 13日 至 2023年 5月 12日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第5期 2022年 5月 12日現在	第6期 2023年 5月 12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 2021年 5月 13日 至 2022年 5月 12日	第6期 自 2022年 5月 13日 至 2023年 5月 12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第5期 自 2021年 5月 13日 至 2022年 5月 12日		第6期 自 2022年 5月 13日 至 2023年 5月 12日	
期首元本額	22,692,909,522 円	期首元本額	33,352,082,855 円
期中追加設定元本額	11,973,323,702 円	期中追加設定元本額	15,339,127,875 円
期中一部解約元本額	1,314,150,369 円	期中一部解約元本額	1,934,166,388 円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第5期 自 2021年 5月 13日 至 2022年 5月 12日	第6期 自 2022年 5月 13日 至 2023年 5月 12日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,543,108,214	7,041,996,234
合計	2,543,108,214	7,041,996,234

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2023年5月12日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(2023年5月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式MSC I-KOKUSA I マザーファンド	15,303,570,313	74,112,130,311	
		新興国株式マザーファンド	6,091,648,910	9,518,810,586	
	小計	銘柄数: 2 組入時価比率: 100.0%	21,395,219,223	83,630,940,897 100.0%	
合計				83,630,940,897	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「外国株式MSC I-KOKUSA Iマザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### 外国株式MSC I-KOKUSA Iマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	19,250,464,959
コール・ローン	1,280,516,129
株式	1,475,406,109,449
投資証券	32,352,727,110
派生商品評価勘定	642,575,962
未収入金	113,789,138
未収配当金	1,690,048,833
差入委託証拠金	5,486,946,501
流動資産合計	1,536,223,178,081
資産合計	1,536,223,178,081
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,223,144
未払解約金	632,131,665
未払利息	1,255
その他未払費用	6,944,900
流動負債合計	665,300,964
負債合計	665,300,964
純資産の部	
元本等	
元本	317,080,909,636
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,218,476,967,481
元本等合計	1,535,557,877,117
純資産合計	1,535,557,877,117
負債純資産合計	1,536,223,178,081

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

	<p>す。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4,8428円
(10,000口当たり純資産額)	(48,428円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年5月13日 至 2023年5月12日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	



デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年5月12日現在	
期首	2022年5月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	278,539,740,651円
同期中における追加設定元本額	59,970,223,547円
同期中における一部解約元本額	21,429,054,562円
期末元本額	317,080,909,636円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	28,603,788円
バランスセレクト50	89,015,386円
バランスセレクト70	112,385,660円
野村外国株式インデックスファンド	501,371,328円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,840,145,217円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,694,356,633円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,325,196,832円
野村資産設計ファンド2015	8,639,730円
野村資産設計ファンド2020	9,445,331円
野村資産設計ファンド2025	15,797,488円
野村資産設計ファンド2030	25,010,170円
野村資産設計ファンド2035	24,041,085円
野村資産設計ファンド2040	42,086,930円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	45,039,886,955円
のむらップ・ファンド(保守型)	1,237,480,671円
のむらップ・ファンド(普通型)	12,211,975,448円
のむらップ・ファンド(積極型)	13,537,239,153円
野村資産設計ファンド2045	9,478,272円
野村インデックスファンド・外国株式	8,756,491,507円
マイ・ロード	1,299,947,099円
ネクストコア	14,879,418円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	183,395,668円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	2,755,011,415円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	333,851,408円
野村資産設計ファンド2050	10,500,940円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,711,298円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,706,713円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,363,513円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,257,203円
のむらップ・ファンド(やや保守型)	271,175,201円
のむらップ・ファンド(やや積極型)	1,223,617,967円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,065,089円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,929,870円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	36,373,975円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	11,623,841円
インデックス・ブレンド(タイプV)	46,442,182円
野村6資産均等バランス	1,773,803,293円
野村つみたて外国株投信	15,303,570,313円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	5,490,667,073円
世界6資産分散ファンド	39,487,789円
野村資産設計ファンド2060	8,324,691円
野村スリーゼロ先進国株式投信	1,836,032,667円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジな	7,327,117,855円

し) 連動型上場投信	
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	6,758,408,304 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	103,957,027 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	57,370,419 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	423,819,131 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	368,649,751 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	710,032 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	4,021,499 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	211,078 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	516,858 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	7,400,309 円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	333,251,022 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,795,651 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	24,947,419 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	69,774,853 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,990,687,029 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	16,184,396 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,231,666,542 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,607,625,703 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	976,530 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,338,899 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,468,498 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,585,390 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	95,455,446,681 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,966,108,954 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,713,962,791 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,835,940,246 円
マイバランスDC30	839,734,261 円
マイバランスDC50	1,972,902,838 円
マイバランスDC70	1,867,897,483 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	42,549,576,039 円
野村DC運用戦略ファンド	564,817,530 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	38,484,059 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	518,086,226 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	512,580,476 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	476,121,361 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,635,151 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,896,055 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	56,115,506 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	11,481,642 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	11,131,525 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,301,244 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	318,402,729 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	226,259,443 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	149,412,135 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	187,431,267 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	6,421,899 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	66,872,106 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	98,934,185 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	59,387,950 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	26,697,449 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	221,000	27.36	6,046,560.00	
		HALLIBURTON CO	202,000	28.49	5,754,980.00	
		SCHLUMBERGER LTD	313,600	44.14	13,842,304.00	
		APA CORPORATION	72,000	33.08	2,381,760.00	
		CHENIERE ENERGY INC	49,500	147.00	7,276,500.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	77.26	2,016,486.00	
		CHEVRON CORP	407,700	156.22	63,690,894.00	
		CONOCOPHILLIPS	276,500	99.89	27,619,585.00	
		COTERRA ENERGY INC	177,000	24.36	4,311,720.00	
		DEVON ENERGY CORP	135,600	47.26	6,408,456.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	36,700	127.66	4,685,122.00	
		EOG RESOURCES INC	130,000	110.53	14,368,900.00	
		EQT CORP	70,000	31.90	2,233,000.00	
		EXXON MOBIL CORP	913,900	105.79	96,681,481.00	
		HESS CORP	61,300	132.53	8,124,089.00	
		HF SINCLAIR CORP	34,200	40.11	1,371,762.00	
		KINDER MORGAN INC	444,000	16.70	7,414,800.00	
		MARATHON OIL CORP	138,000	22.47	3,100,860.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	103,800	110.10	11,428,380.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	162,800	57.93	9,431,004.00	
		ONEOK INC	97,700	62.83	6,138,491.00	
		OVINTIV INC	53,500	33.26	1,779,410.00	
		PHILLIPS 66	105,800	93.40	9,881,720.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	49,700	207.20	10,297,840.00	
		TARGA RESOURCES CORP	48,000	69.69	3,345,120.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,350	1,364.27	1,841,764.50	
		VALERO ENERGY CORP	86,200	110.66	9,538,892.00	
		WILLIAMS COS	273,000	29.00	7,917,000.00	
		AIR PRODUCTS	49,100	276.55	13,578,605.00	
		ALBEMARLE CORP	26,100	198.52	5,181,372.00	
CELANESE CORP-SERIES A	24,600	101.23	2,490,258.00			

CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	43,500	67.18	2,922,330.00
CORTEVA INC	157,800	56.83	8,967,774.00
DOW INC	156,600	52.34	8,196,444.00
DUPONT DE NEMOURS INC	110,200	63.86	7,037,372.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	78.81	2,143,632.00
ECOLAB INC	57,400	174.22	10,000,228.00
FMC CORP	28,400	109.50	3,109,800.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	55,300	85.36	4,720,408.00
LINDE PLC	109,600	367.04	40,227,584.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	58,200	88.77	5,166,414.00
MOSAIC CO/THE	76,000	35.95	2,732,200.00
PPG INDUSTRIES	52,800	137.24	7,246,272.00
RPM INTERNATIONAL INC	27,800	80.61	2,240,958.00
SHERWIN-WILLIAMS	54,600	230.18	12,567,828.00
WESTLAKE CORPORATION	7,500	113.40	850,500.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13,500	400.57	5,407,695.00
VULCAN MATERIALS CO	30,000	194.83	5,844,900.00
AMCOR PLC	335,000	10.36	3,470,600.00
AVERY DENNISON CORP	18,000	172.31	3,101,580.00
BALL CORP	68,700	57.09	3,922,083.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	83.41	2,260,411.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	73,000	31.69	2,313,370.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	20,300	132.34	2,686,502.00
SEALED AIR CORP	33,000	42.19	1,392,270.00
WESTROCK CO	57,000	27.62	1,574,340.00
ALCOA CORP	41,000	35.33	1,448,530.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	14.61	1,680,150.00
FREEMONT-MCMORAN INC	316,000	34.54	10,914,640.00
NEWMONT CORP	177,000	45.88	8,120,760.00
NUCOR CORP	57,500	137.51	7,906,825.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	12,800	239.39	3,064,192.00
STEEL DYNAMICS	39,800	96.99	3,860,202.00
AXON ENTERPRISE INC	14,700	204.59	3,007,546.50
BOEING CO	125,600	201.84	25,351,104.00
GENERAL DYNAMICS	51,700	208.05	10,756,185.00

HEICO CORP	9,300	168.34	1,565,562.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	133.49	2,269,330.00
HOWMET AEROSPACE INC	83,000	43.96	3,648,680.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	8,400	196.76	1,652,784.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	41,700	186.87	7,792,479.00
LOCKHEED MARTIN	52,300	450.69	23,571,087.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	32,600	435.85	14,208,710.00
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	326,200	95.54	31,165,148.00
TEXTRON INC	46,400	64.43	2,989,552.00
TRANSDIGM GROUP INC	11,480	796.88	9,148,182.40
ALLEGION PLC	19,700	108.87	2,144,739.00
CARLISLE COS INC	11,400	207.64	2,367,096.00
CARRIER GLOBAL CORP	188,000	42.83	8,052,040.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	27,500	65.40	1,798,500.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	151,200	62.06	9,383,472.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,100	289.42	2,054,882.00
MASCO CORP	49,600	52.58	2,607,968.00
OWENS CORNING INC	21,100	105.02	2,215,922.00
SMITH (A. O.) CORP	27,900	68.40	1,908,360.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50,900	176.84	9,001,156.00
AECOM	28,700	77.88	2,235,156.00
QUANTA SERVICES INC	32,200	171.59	5,525,198.00
AMETEK INC	51,600	143.76	7,418,016.00
EATON CORP PLC	88,800	168.52	14,964,576.00
EMERSON ELEC	132,300	81.98	10,845,954.00
GENERAC HOLDINGS INC	13,100	111.96	1,466,676.00
HUBBELL INC	12,200	272.75	3,327,550.00
PLUG POWER INC	118,000	7.65	902,700.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	25,600	270.49	6,924,544.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	32,000	40.21	1,286,720.00
3M CORP	122,400	100.78	12,335,472.00
GENERAL ELECTRIC CO	242,500	99.51	24,131,175.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	149,200	193.98	28,941,816.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	34,000	50.60	1,720,400.00

CATERPILLAR INC DEL	115,500	210.03	24,258,465.00
CUMMINS INC	31,400	216.95	6,812,230.00
DEERE & COMPANY	63,600	372.79	23,709,444.00
DOVER CORP	31,300	139.31	4,360,403.00
FORTIVE CORP	74,900	64.14	4,804,086.00
GRACO INC	36,800	77.45	2,850,160.00
IDEX CORP	17,100	207.95	3,555,945.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	68,500	227.90	15,611,150.00
INGERSOLL-RAND INC	88,500	57.95	5,128,575.00
NORDSON CORP	11,200	216.24	2,421,888.00
OTIS WORLDWIDE CORP	91,700	84.54	7,752,318.00
PACCAR	115,900	72.44	8,395,796.00
PARKER HANNIFIN CORP	28,200	324.59	9,153,438.00
PENTAIR PLC	37,300	58.65	2,187,645.00
SNAP-ON INC	11,500	256.03	2,944,345.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	32,700	80.45	2,630,715.00
TORO CO	22,700	105.02	2,383,954.00
WABTEC CORP	38,400	98.08	3,766,272.00
XYLEM INC	39,600	105.12	4,162,752.00
AERCAP HOLDINGS NV	38,000	55.94	2,125,720.00
FASTENAL CO	126,000	54.87	6,913,620.00
FERGUSON PLC	45,600	145.23	6,622,488.00
GRAINGER (W.W.) INC	10,110	684.37	6,918,980.70
UNITED RENTALS INC	15,400	334.08	5,144,832.00
CINTAS CORP	20,300	474.23	9,626,869.00
COPART INC	95,500	80.58	7,695,390.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	49,700	148.12	7,361,564.00
ROLLINS INC	47,000	42.40	1,992,800.00
WASTE CONNECTIONS INC	57,200	143.59	8,213,348.00
WASTE MANAGEMENT INC	90,500	170.19	15,402,195.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	99.30	2,571,870.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	112.37	3,910,476.00
FEDEX CORPORATION	55,300	224.84	12,433,652.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	162,000	170.23	27,577,260.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	33.22	1,195,920.00

SOUTHWEST AIRLINES	34,000	28.97	984,980.00
CSX CORP	465,000	31.79	14,782,350.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	290,000	3.21	930,900.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	17,900	176.34	3,156,486.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	33,800	57.13	1,930,994.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	51,000	210.31	10,725,810.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	21,100	310.42	6,549,862.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	19,170	54.81	1,050,707.70
UBER TECHNOLOGIES INC	332,000	38.42	12,755,440.00
UNION PAC CORP	136,400	198.08	27,018,112.00
APTIV PLC	60,900	94.29	5,742,261.00
BORGWARNER INC	50,000	44.64	2,232,000.00
LEAR CORP	13,700	125.57	1,720,309.00
FORD MOTOR COMPANY	884,000	11.87	10,493,080.00
GENERAL MOTORS CO	315,000	33.12	10,432,800.00
LUCID GROUP INC	98,000	7.06	691,880.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	66,000	13.84	913,440.00
TESLA INC	595,700	172.08	102,508,056.00
DR HORTON INC	73,500	109.15	8,022,525.00
GARMIN LTD	33,100	103.56	3,427,836.00
LENNAR CORP-A	57,000	114.00	6,498,000.00
MOHAWK INDUSTRIES	10,900	97.76	1,065,584.00
NEWELL BRANDS INC	85,000	9.50	807,500.00
NVR INC	690	5,837.83	4,028,102.70
PULTEGROUP INC	51,000	68.12	3,474,120.00
WHIRLPOOL CORP	11,300	132.42	1,496,346.00
HASBRO INC	28,100	60.02	1,686,562.00
LULULEMON ATHLETICA INC	25,600	377.32	9,659,392.00
NIKE INC-B	279,600	122.22	34,172,712.00
V F CORP	72,000	21.49	1,547,280.00
AIRBNB INC-CLASS A	84,000	111.20	9,340,800.00
ARAMARK	50,000	37.20	1,860,000.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,640	2,656.58	22,952,851.20
CAESARS ENTERTAINMENT INC	48,000	43.60	2,092,800.00

CARNIVAL CORP	228,000	10.24	2,334,720.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,100	2,058.50	12,556,850.00
DARDEN RESTAURANTS INC	26,600	147.01	3,910,466.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	306.93	2,455,440.00
DOORDASH INC-A	53,100	67.22	3,569,382.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	91.22	3,083,236.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,700	141.70	8,601,190.00
LAS VEGAS SANDS CORP	77,900	61.15	4,763,585.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	59,500	174.49	10,382,155.00
MCDONALD'S CORP	162,500	294.79	47,903,375.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	70,000	42.52	2,976,400.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	52,400	76.35	4,000,740.00
STARBUCKS CORP	254,700	105.63	26,903,961.00
VAIL RESORTS INC	8,900	239.42	2,130,838.00
WYNN RESORTS LTD	24,700	106.90	2,640,430.00
YUM BRANDS INC	62,000	137.34	8,515,080.00
GENUINE PARTS CO	31,900	171.64	5,475,316.00
LKQ CORP	56,300	56.64	3,188,832.00
POOL CORP	8,800	348.04	3,062,752.00
AMAZON.COM INC	2,037,600	112.18	228,577,968.00
EBAY INC	121,000	45.78	5,539,380.00
ETSY INC	28,000	96.36	2,698,080.00
MERCADOLIBRE INC	10,120	1,296.52	13,120,782.40
ADVANCE AUTO PARTS	13,100	124.17	1,626,627.00
AUTOZONE	4,250	2,715.20	11,539,600.00
BATH & BODY WORKS INC	50,400	32.23	1,624,392.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	71.62	3,201,414.00
BURLINGTON STORES INC	14,300	173.04	2,474,472.00
CARMAX INC	33,300	72.27	2,406,591.00
CHEWY INC - CLASS A	20,000	35.06	701,200.00
HOME DEPOT	226,200	287.69	65,075,478.00
LOWES COS INC	134,200	203.30	27,282,860.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	13,760	958.26	13,185,657.60
ROSS STORES INC	76,200	102.53	7,812,786.00
TJX COS INC	256,600	78.06	20,030,196.00



TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,500	241.82	5,924,590.00
ULTA BEAUTY INC	11,500	512.11	5,889,265.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	98,200	501.89	49,285,598.00
DOLLAR GENERAL CORP	50,000	217.29	10,864,500.00
DOLLAR TREE INC	48,900	155.21	7,589,769.00
KROGER CO	152,000	49.16	7,472,320.00
SYSCO CORP	111,300	73.66	8,198,358.00
TARGET CORP	102,700	158.87	16,315,949.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	166,000	31.17	5,174,220.00
WALMART INC	331,300	153.12	50,728,656.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	67,500	64.22	4,334,850.00
COCA COLA CO	911,700	63.86	58,221,162.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	46,300	65.92	3,052,096.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	36,900	224.87	8,297,703.00
KEURIG DR PEPPER INC	175,000	32.43	5,675,250.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	41,900	64.00	2,681,600.00
MONSTER BEVERAGE CORP	173,800	59.28	10,302,864.00
PEPSICO INC	305,700	195.34	59,715,438.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	120,800	74.90	9,047,920.00
BUNGE LIMITED	33,900	89.97	3,049,983.00
CAMPBELL SOUP CO	48,000	54.46	2,614,080.00
CONAGRA BRANDS INC	104,000	36.50	3,796,000.00
DARLING INGREDIENTS INC	33,700	63.20	2,129,840.00
GENERAL MILLS	130,800	90.26	11,806,008.00
HERSHEY CO/THE	33,000	274.78	9,067,740.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	40.29	2,699,430.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	24,200	157.39	3,808,838.00
KELLOGG CO	55,200	70.70	3,902,640.00
KRAFT HEINZ CO/THE	165,000	40.65	6,707,250.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	32,500	113.06	3,674,450.00
MCCORMICK & CO INC.	55,000	89.51	4,923,050.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	301,800	78.36	23,649,048.00
TYSON FOODS INC-CL A	62,400	49.34	3,078,816.00
ALTRIA GROUP INC	400,000	45.67	18,268,000.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	344,000	95.04	32,693,760.00

CHURCH & DWIGHT CO INC	54,700	96.38	5,271,986.00
CLOROX CO	26,700	169.25	4,518,975.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	175,800	81.63	14,350,554.00
KIMBERLY-CLARK CORP	74,200	143.68	10,661,056.00
PROCTER & GAMBLE CO	525,900	154.39	81,193,701.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	51,200	201.79	10,331,648.00
ABBOTT LABORATORIES	386,900	110.05	42,578,345.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,700	296.08	4,944,536.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	110,200	43.38	4,780,476.00
BECTON, DICKINSON	63,200	251.40	15,888,480.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	317,000	53.39	16,924,630.00
DENTSPLY SIRONA INC	49,000	40.99	2,008,510.00
DEXCOM INC	85,400	121.07	10,339,378.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	138,300	88.78	12,278,274.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	81,200	74.99	6,089,188.00
HOLOGIC INC	54,500	81.85	4,460,825.00
IDEXX LABORATORIES INC	18,200	486.73	8,858,486.00
INSULET CORP	15,700	321.27	5,043,939.00
INTUITIVE SURGICAL INC	78,100	303.47	23,701,007.00
MASIMO CORP	10,600	172.76	1,831,256.00
MEDTRONIC PLC	295,200	89.02	26,278,704.00
NOVOCURE LTD	21,200	73.18	1,551,416.00
RESMED INC	32,600	236.12	7,697,512.00
STERIS PLC	22,200	208.00	4,617,600.00
STRYKER CORP	75,300	285.12	21,469,536.00
TELEFLEX INC	10,300	249.69	2,571,807.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,100	392.09	4,352,199.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	46,900	136.69	6,410,761.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	34,800	171.44	5,966,112.00
CARDINAL HEALTH INC	58,300	84.84	4,946,172.00
CENTENE CORP	125,600	67.37	8,461,672.00
CVS HEALTH CORP	292,800	68.97	20,194,416.00
DAVITA INC	12,500	95.59	1,194,875.00
ELEVANCE HEALTH INC	53,100	456.78	24,255,018.00
HCA HEALTHCARE INC	47,400	278.10	13,181,940.00

HENRY SCHEIN INC	30,100	76.93	2,315,593.00
HUMANA INC	28,000	528.99	14,811,720.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,000	220.08	4,401,600.00
MCKESSON CORP	31,200	392.05	12,231,960.00
MOLINA HEALTHCARE INC	13,200	297.40	3,925,680.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	25,200	130.88	3,298,176.00
THE CIGNA GROUP	67,600	260.00	17,576,000.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	207,370	488.76	101,354,161.20
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	140.03	2,002,429.00
ABBVIE INC	392,500	146.59	57,536,575.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	27,800	206.09	5,729,302.00
AMGEN INC	118,400	232.29	27,503,136.00
BIOGEN INC	32,300	310.56	10,031,088.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	40,200	95.39	3,834,678.00
EXACT SCIENCES CORP	39,800	78.07	3,107,186.00
GILEAD SCIENCES INC	278,300	78.70	21,902,210.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	48,600	110.03	5,347,458.00
INCYTE CORP	41,100	64.17	2,637,387.00
MODERNA INC	72,200	128.41	9,271,202.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,800	97.82	2,034,656.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,870	745.57	17,796,755.90
SEAGEN INC	31,100	199.50	6,204,450.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	9,900	213.48	2,113,452.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	56,800	350.40	19,902,720.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	471,800	69.08	32,591,944.00
CATALENT INC	36,500	34.19	1,247,935.00
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	95,000	8.79	835,050.00
ELI LILLY & CO.	179,200	435.55	78,050,560.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	13,400	137.09	1,837,006.00
JOHNSON & JOHNSON	580,200	160.99	93,406,398.00
MERCK & CO INC	562,700	117.55	66,145,385.00
PFIZER INC	1,245,500	37.58	46,805,890.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	78,000	34.50	2,691,000.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	253,000	8.21	2,077,130.00
VIATRIS INC	267,000	9.36	2,499,120.00

ZOETIS INC	104,000	185.12	19,252,480.00
BANK OF AMERICA CORP	1,602,000	27.39	43,878,780.00
CITIGROUP	432,000	46.03	19,884,960.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	24.80	2,703,200.00
FIFTH THIRD BANCORP	151,000	23.66	3,572,660.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,233.89	3,097,063.90
FIRST HORIZON CORP	113,000	9.77	1,104,010.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	317,000	9.28	2,941,760.00
JPMORGAN CHASE & CO	650,900	136.05	88,554,945.00
KEYCORP	200,000	9.09	1,818,000.00
M & T BANK CORP	37,600	113.25	4,258,200.00
PNC FINANCIAL	89,300	112.70	10,064,110.00
REGIONS FINANCIAL CORP	209,000	15.52	3,243,680.00
TRUIST FINANCIAL CORP	297,000	26.83	7,968,510.00
US BANCORP	316,000	28.92	9,138,720.00
WEBSTER FINANCIAL CORP	37,000	32.66	1,208,420.00
WELLS FARGO CO	846,000	38.33	32,427,180.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	89,300	63.72	5,690,196.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	288,900	322.64	93,210,696.00
BLOCK INC	119,400	57.31	6,842,814.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	23.43	1,850,970.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	133,000	55.00	7,315,000.00
FISERV INC	134,600	119.35	16,064,510.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	15,700	227.17	3,566,569.00
GLOBAL PAYMENTS INC	59,000	103.53	6,108,270.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	16,000	154.98	2,479,680.00
MASTERCARD INC	190,500	383.39	73,035,795.00
PAYPAL HOLDINGS INC	241,500	64.18	15,499,470.00
TOAST INC-CLASS A	52,000	20.80	1,081,600.00
VISA INC-CLASS A SHARES	361,300	231.01	83,463,913.00
AFLAC INC	132,500	66.67	8,833,775.00
ALLSTATE CORP	57,900	118.33	6,851,307.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	15,500	116.00	1,798,000.00
AMERICAN INTL GROUP	167,000	52.81	8,819,270.00
AON PLC	45,800	335.22	15,353,076.00

ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,600	77.31	6,385,806.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	47,300	216.81	10,255,113.00
ASSURANT INC	11,300	129.32	1,461,316.00
BROWN & BROWN INC	52,800	65.66	3,466,848.00
CHUBB LTD	91,700	201.39	18,467,463.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	32,200	103.95	3,347,190.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,400	233.93	1,263,222.00
EVEREST RE GROUP LTD	8,500	387.10	3,290,350.00
FNF GROUP	59,000	34.46	2,033,140.00
GLOBE LIFE INC	19,700	107.83	2,124,251.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	70,800	69.87	4,946,796.00
LOEWS CORP	45,300	58.40	2,645,520.00
MARKEL CORP	2,980	1,373.87	4,094,132.60
MARSH & MCLENNAN COS	109,700	180.37	19,786,589.00
METLIFE INC	149,600	51.23	7,664,008.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	53,600	68.72	3,683,392.00
PROGRESSIVE CO	129,300	133.94	17,318,442.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	80,400	80.51	6,473,004.00
TRAVELERS COS INC/THE	51,700	182.81	9,451,277.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	24,300	228.34	5,548,662.00
WR BERKLEY CORP	48,600	58.88	2,861,568.00
ACCENTURE PLC-CL A	139,800	272.27	38,063,346.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	33,600	85.92	2,886,912.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	57,000	50.02	2,851,140.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	113,200	61.88	7,004,816.00
EPAM SYSTEMS INC	12,900	232.66	3,001,314.00
GARTNER INC	17,500	305.85	5,352,375.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	70.43	2,429,835.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	200,600	120.90	24,252,540.00
MONGODB INC	15,100	264.09	3,987,759.00
OKTA INC	33,500	78.89	2,642,815.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	50,300	170.07	8,554,521.00
TWILIO INC - A	37,200	47.48	1,766,256.00
VERISIGN INC	20,700	220.47	4,563,729.00
WIX.COM LTD	12,200	77.64	947,208.00

ADOBE INC	103,200	341.58	35,251,056.00
ANSYS INC	19,600	296.01	5,801,796.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	6,100	166.47	1,015,467.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	32,600	135.68	4,423,168.00
AUTODESK INC.	47,900	193.10	9,249,490.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	45,000	45.22	2,034,900.00
BILL HOLDINGS INC	19,600	99.52	1,950,592.00
BLACK KNIGHT INC	33,000	54.51	1,798,830.00
CADENCE DESIGN SYS INC	60,800	201.46	12,248,768.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	29,900	57.54	1,720,446.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	120.89	2,635,402.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	44,900	132.15	5,933,535.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	142.71	1,355,745.00
DATADOG INC - CLASS A	53,700	86.65	4,653,105.00
DOCUSIGN INC	45,600	49.44	2,254,464.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	21.72	1,238,040.00
DYNATRACE INC	50,000	46.96	2,348,000.00
FAIR ISAAC CORP	5,540	749.29	4,151,066.60
FORTINET INC	146,000	67.50	9,855,000.00
GEN DIGITAL INC	128,000	17.16	2,196,480.00
HUBSPOT INC	10,200	461.47	4,706,994.00
INTUIT INC	59,200	424.89	25,153,488.00
MICROSOFT CORP	1,571,600	310.11	487,368,876.00
ORACLE CORPORATION	359,000	97.44	34,980,960.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	381,000	9.88	3,764,280.00
PALO ALTO NETWORKS INC	67,000	197.18	13,211,060.00
PAYCOM SOFTWARE INC	11,600	265.31	3,077,596.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	8,700	165.20	1,437,240.00
PTC INC	25,500	129.48	3,301,740.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,300	458.46	10,682,118.00
SALESFORCE INC	221,940	203.47	45,158,131.80
SERVICENOW INC	44,700	452.57	20,229,879.00
SPLUNK INC	37,100	85.61	3,176,131.00
SYNOPSYS INC	33,900	367.96	12,473,844.00

TYLER TECHNOLOGIES INC	9,200	388.62	3,575,304.00
UNITY SOFTWARE INC	52,000	32.46	1,687,920.00
VMWARE INC - CLASS A	46,700	123.06	5,746,902.00
WORKDAY INC-CLASS A	44,700	178.32	7,970,904.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	50,000	64.45	3,222,500.00
ZSCALER INC	19,700	115.42	2,273,774.00
ARISTA NETWORKS INC	54,800	139.01	7,617,748.00
CISCO SYSTEMS	911,900	46.37	42,284,803.00
F5 INC	13,900	134.80	1,873,720.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	28.92	2,082,240.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,400	288.42	10,786,908.00
APPLE INC	3,530,400	173.75	613,407,000.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	44.70	2,637,300.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	285,000	13.78	3,927,300.00
HP INC	222,000	29.39	6,524,580.00
NETAPP INC	49,100	63.05	3,095,755.00
SEAGATE TECHNOLOGY	44,900	56.80	2,550,320.00
WESTERN DIGITAL CORP	73,000	32.55	2,376,150.00
AMPHENOL CORP-CL A	132,000	75.12	9,915,840.00
ARROW ELECTRS INC	13,700	118.70	1,626,190.00
CDW CORPORATION	30,200	167.50	5,058,500.00
COGNEX CORP	38,000	50.13	1,904,940.00
CORNING INC	181,000	30.98	5,607,380.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	40,200	144.51	5,809,302.00
TE CONNECTIVITY LTD	71,100	120.06	8,536,266.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,200	413.64	4,219,128.00
TRIMBLE INC	53,400	46.74	2,495,916.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11,500	265.28	3,050,720.00
ADVANCED MICRO DEVICES	357,848	97.10	34,747,040.80
ANALOG DEVICES INC	113,500	180.59	20,496,965.00
APPLIED MATERIALS	190,900	115.46	22,041,314.00
BROADCOM INC	92,540	627.67	58,084,581.80
ENPHASE ENERGY INC	30,600	160.79	4,920,174.00
ENTEGRIS INC	33,400	93.43	3,120,562.00
FIRST SOLAR INC	21,400	183.19	3,920,266.00

INTEL CORP	915,500	28.86	26,421,330.00
KLA CORP	31,400	386.54	12,137,356.00
LAM RESEARCH	30,400	527.48	16,035,392.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	191,000	39.73	7,588,430.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	122,100	73.15	8,931,615.00
MICRON TECHNOLOGY	239,600	61.61	14,761,756.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,800	398.61	3,906,378.00
NVIDIA CORP	545,940	285.78	156,018,733.20
NXP SEMICONDUCTORS NV	57,200	163.35	9,343,620.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	94,800	80.32	7,614,336.00
QORVO INC	22,500	90.56	2,037,600.00
QUALCOMM INC	248,800	104.06	25,890,128.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,700	96.91	3,459,687.00
SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	12,300	296.06	3,641,538.00
TERADYNE INC	34,300	91.18	3,127,474.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	201,400	161.17	32,459,638.00
WOLFSPEED INC	26,100	39.48	1,030,428.00
AT & T INC	1,582,000	16.96	26,830,720.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	31,000	17.35	537,850.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	64,000	18.15	1,161,600.00
VERIZON COMMUNICATIONS	932,000	37.60	35,043,200.00
T-MOBILE US INC	137,500	142.70	19,621,250.00
ALLIANT ENERGY CORP	55,100	54.60	3,008,460.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	115,000	90.68	10,428,200.00
CONSTELLATION ENERGY	73,700	79.12	5,831,144.00
DUKE ENERGY CORP	171,800	97.33	16,721,294.00
EDISON INTERNATIONAL	85,300	73.21	6,244,813.00
ENTERGY CORP	45,100	106.31	4,794,581.00
EVERGY INC	52,000	62.43	3,246,360.00
EVERSOURCE ENERGY	77,800	76.25	5,932,250.00
EXELON CORPORATION	221,000	42.48	9,388,080.00
FIRSTENERGY CORP	120,000	39.39	4,726,800.00
NEXTERA ENERGY INC	441,000	76.10	33,560,100.00
NRG ENERGY INC	49,000	31.04	1,520,960.00
PG&E CORP	324,000	17.35	5,621,400.00



PPL CORPORATION	163,000	28.39	4,627,570.00
SOUTHERN CO.	240,900	74.65	17,983,185.00
XCEL ENERGY INC	122,800	68.62	8,426,536.00
ATMOS ENERGY CORP	31,800	118.10	3,755,580.00
UGI CORP	45,000	28.77	1,294,650.00
AMEREN CORPORATION	57,200	88.84	5,081,648.00
CENTERPOINT ENERGY INC	143,000	29.91	4,277,130.00
CMS ENERGY CORP	63,400	61.55	3,902,270.00
CONSOLIDATED EDISON INC	79,100	98.96	7,827,736.00
DOMINION ENERGY INC	186,500	55.46	10,343,290.00
DTE ENERGY COMPANY	42,900	113.06	4,850,274.00
NISOURCE INC	93,000	28.16	2,618,880.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	109,000	63.44	6,914,960.00
SEMPRA ENERGY	70,400	153.48	10,804,992.00
WEC ENERGY GROUP INC	68,900	93.83	6,464,887.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	43,400	149.42	6,484,828.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	42.19	2,404,830.00
ALLY FINANCIAL INC	68,000	25.29	1,719,720.00
AMERICAN EXPRESS CO	141,000	147.99	20,866,590.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	84,300	87.42	7,369,506.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	60,200	95.83	5,768,966.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	27.41	2,680,698.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	23,900	290.58	6,944,862.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	35,400	81.49	2,884,746.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	171,000	40.68	6,956,280.00
BLACKROCK INC	33,460	642.02	21,481,989.20
BLACKSTONE INC	156,800	83.28	13,058,304.00
CARLYLE GROUP INC/THE	45,000	26.41	1,188,675.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	24,200	139.04	3,364,768.00
CME GROUP INC	80,300	183.48	14,733,444.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	26,200	60.35	1,581,170.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,400	400.27	3,362,268.00
FRANKLIN RESOURCES INC	65,000	24.52	1,593,800.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	42.95	558,350.00
GOLDMAN SACHS GROUP	75,200	320.72	24,118,144.00

INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	123,700	108.21	13,385,577.00
INVESCO LTD	77,000	15.40	1,185,800.00
KKR & CO INC-A	124,700	48.61	6,061,667.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	17,400	187.96	3,270,504.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	300.25	2,552,125.00
MOODYS CORP	36,900	308.95	11,400,255.00
MORGAN STANLEY	281,300	82.63	23,243,819.00
MSCI INC	17,680	470.40	8,316,672.00
NASDAQ INC	74,700	55.22	4,124,934.00
NORTHERN TRUST CORP	45,000	70.52	3,173,400.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	42,700	85.04	3,631,208.00
S&P GLOBAL INC	73,895	360.29	26,623,629.55
SCHWAB (CHARLES) CORP	324,000	47.73	15,464,520.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	58.33	1,516,580.00
STATE STREET CORP	81,700	67.73	5,533,541.00
T ROWE PRICE GROUP INC	49,900	106.05	5,291,895.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	72.44	1,760,292.00
AES CORP	152,000	22.03	3,348,560.00
VISTRA CORP	84,000	24.64	2,069,760.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,700	173.28	5,319,696.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	65,500	127.66	8,361,730.00
AVANTOR INC	150,000	20.39	3,058,500.00
BIO TECHNE CORP	34,500	81.93	2,826,585.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	364.34	1,858,134.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	11,300	195.75	2,211,975.00
DANAHER CORP	153,500	230.81	35,429,335.00
ILLUMINA INC	35,000	208.21	7,287,350.00
IQVIA HOLDINGS INC	41,000	189.87	7,784,670.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,010	1,348.08	6,753,880.80
PERKINELMER INC	27,400	118.37	3,243,338.00
REPLIGEN CORP	11,100	152.34	1,690,974.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	87,040	529.79	46,112,921.60
WATERS CORP	13,000	268.97	3,496,610.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	16,200	360.10	5,833,620.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	92,500	209.81	19,407,425.00

BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,900	92.13	2,662,557.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,900	154.70	4,006,730.00
CLARIVATE PLC	65,000	8.01	520,650.00
COSTAR GROUP INC	90,700	74.97	6,799,779.00
EQUIFAX INC	27,600	203.67	5,621,292.00
JACOBS SOLUTIONS INC	27,500	116.23	3,196,325.00
LEIDOS HOLDINGS INC	29,800	78.27	2,332,446.00
PAYCHEX INC	71,200	106.61	7,590,632.00
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	24,700	67.15	1,658,605.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	49,300	55.03	2,712,979.00
TRUNION	43,100	66.62	2,871,322.00
VERISK ANALYTICS INC	34,900	215.33	7,515,017.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,400	341.71	8,337,724.00
COMCAST CORP-CL A	957,100	40.37	38,638,127.00
DISH NETWORK CORP-A	51,000	6.23	317,730.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	30.67	2,085,560.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	28.16	844,800.00
INTERPUBLIC GROUP	85,000	36.26	3,082,100.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	78.28	2,121,388.00
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	34,000	28.86	981,240.00
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	17,000	29.02	493,340.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	16.74	1,439,640.00
OMNICOM GROUP	45,600	91.13	4,155,528.00
PARAMOUNT GLOBAL	139,000	15.37	2,136,430.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	3.62	619,020.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	98,000	64.53	6,323,940.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	174,700	77.04	13,458,888.00
DISNEY (WALT) CO	404,600	92.31	37,348,626.00
ELECTRONIC ARTS	62,000	125.32	7,769,840.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	43,700	71.39	3,119,743.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,600	77.76	3,001,536.00
NETFLIX INC	98,800	344.76	34,062,288.00
ROBLOX CORP -CLASS A	79,000	39.88	3,150,520.00
ROKU INC	27,700	56.85	1,574,745.00

	SEA LTD-ADR	80,900	86.71	7,014,839.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	36,500	125.57	4,583,305.00	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	513,000	12.38	6,350,940.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,325,500	116.57	154,513,535.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,215,600	116.90	142,103,640.00	
	MATCH GROUP INC	63,000	31.70	1,997,100.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	499,000	235.79	117,659,210.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	129,000	21.48	2,770,920.00	
	SNAP INC-A	248,000	8.75	2,170,000.00	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	54,000	21.19	1,144,260.00	
	CBRE GROUP INC	70,300	73.64	5,176,892.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.43	1,151,800.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	33,200	45.73	1,518,236.00	
小計	銘柄数：600			7,909,713,469.65	
				(1,064,884,724,418)	
	組入時価比率：69.3%			72.2%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	148,000	17.04	2,521,920.00	
	CAMECO CORP	94,000	37.42	3,517,480.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	247,000	75.19	18,571,930.00	
	CENOVUS ENERGY INC	321,000	21.41	6,872,610.00	
	ENBRIDGE INC	452,000	53.28	24,082,560.00	
	IMPERIAL OIL	50,000	61.16	3,058,000.00	
	KEYERA CORP	48,000	32.21	1,546,080.00	
	PARKLAND CORP	36,000	33.41	1,202,760.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	120,000	43.15	5,178,000.00	
	SUNCOR ENERGY INC	303,000	38.87	11,777,610.00	
	TC ENERGY CORP	225,000	55.85	12,566,250.00	
	TOURMALINE OIL CORP	72,000	55.70	4,010,400.00	
	NUTRIEN LTD	116,600	83.29	9,711,614.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	32,000	67.72	2,167,040.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	111,000	76.62	8,504,820.00	
	BARRICK GOLD	396,000	25.67	10,165,320.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	128,000	30.93	3,959,040.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	41,900	208.81	8,749,139.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	10.97	1,546,770.00	

KINROSS GOLD CORP	300,000	7.20	2,160,000.00
LUNDIN MINING CORP	137,000	10.15	1,390,550.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	22.77	1,844,370.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	99,000	58.00	5,742,000.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	100,000	67.74	6,774,000.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	100.06	1,420,852.00
CAE INC	67,000	29.09	1,949,030.00
WSP GLOBAL INC	27,700	173.84	4,815,368.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	104.31	2,023,614.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	38,000	51.06	1,940,280.00
RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	39,900	73.60	2,936,640.00
AIR CANADA	43,000	21.01	903,430.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	127,200	161.96	20,601,312.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	207,600	109.24	22,678,224.00
TFI INTERNATIONAL INC	17,000	143.26	2,435,420.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	58,700	71.89	4,219,943.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	98.77	730,898.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	37,000	40.74	1,507,380.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	66,000	98.24	6,483,840.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	171.05	1,967,075.00
DOLLARAMA INC	59,000	84.44	4,981,960.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	178,000	67.21	11,963,380.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	35.37	1,379,430.00
LOBLAW COMPANIES	35,600	123.46	4,395,176.00
METRO INC	53,000	77.86	4,126,580.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,700	170.84	2,682,188.00
SAPUTO INC	57,000	35.63	2,030,910.00
BANK OF MONTREAL	149,900	118.08	17,700,192.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	264,000	66.56	17,571,840.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	201,000	56.21	11,298,210.00
NATIONAL BANK OF CANADA	73,800	101.05	7,457,490.00
ROYAL BANK OF CANADA	306,900	129.84	39,847,896.00
TORONTO DOMINION BANK	402,400	82.17	33,065,208.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	83,000	20.25	1,680,750.00

NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	14,000	48.97	685,580.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	937.51	4,631,299.40	
GREAT-WEST LIFECO INC	64,000	37.91	2,426,240.00	
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	85.12	2,051,392.00	
INTACT FINANCIAL CORP	38,400	199.53	7,661,952.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	416,000	26.19	10,895,040.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	124,000	35.89	4,450,360.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	128,000	64.53	8,259,840.00	
CGI INC	46,300	138.42	6,408,846.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	266,000	84.93	22,591,380.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,480	2,597.19	11,635,411.20	
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	17,800	105.89	1,884,842.00	
OPEN TEXT CORP	62,000	54.32	3,367,840.00	
BCE INC	14,400	64.29	925,776.00	
TELUS CORP	98,600	27.67	2,728,262.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	79,000	66.00	5,214,000.00	
EMERA INC	61,000	58.46	3,566,060.00	
FORTIS INC	106,000	61.15	6,481,900.00	
HYDRO ONE LTD	70,000	39.14	2,739,800.00	
ALTAGAS LTD	60,000	23.66	1,419,600.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	11.61	1,613,790.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	39.29	1,060,830.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	80,000	43.77	3,501,600.00	
BROOKFIELD CORP	314,000	42.11	13,222,540.00	
IGM FINANCIAL INC	21,000	39.49	829,290.00	
ONEX CORPORATION	16,900	62.51	1,056,419.00	
TMX GROUP LTD	13,200	145.96	1,926,672.00	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	47.49	1,377,210.00	
NORTHLAND POWER INC	53,000	28.74	1,523,220.00	
THOMSON REUTERS CORP	38,000	165.88	6,303,440.00	
QUEBECOR INC-CL B	34,000	33.91	1,152,940.00	
FIRSTSERVICE CORP	8,500	199.44	1,695,240.00	
小計	銘柄数 : 85		539,703,390.60	
			(53,857,001,347)	
	組入時価比率 : 3.5%			3.7%

ユーロ	TENARIS SA	101,000	12.11	1,223,110.00
	ENI SPA	561,000	13.19	7,401,834.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	109,000	10.45	1,139,595.00
	NESTE OYJ	96,000	39.31	3,773,760.00
	OMV AG	32,000	41.49	1,327,680.00
	REPSOL SA	302,000	13.06	3,944,120.00
	TOTALENERGIES SE	552,200	54.87	30,299,214.00
	AIR LIQUIDE SA	115,700	162.72	18,826,704.00
	AKZO NOBEL	39,400	74.44	2,932,936.00
	ARKEMA	13,600	87.68	1,192,448.00
	BASF SE	204,000	47.11	9,610,440.00
	COVESTRO AG	43,000	39.34	1,691,620.00
	DSM-FIRMENICH AG	39,100	117.80	4,605,980.00
	EVONIK INDUSTRIES AG	48,000	19.36	929,280.00
	OCI	21,000	22.26	467,460.00
	SOLVAY SA	16,400	107.45	1,762,180.00
	SYMRISE AG	28,900	108.85	3,145,765.00
	UMICORE	44,000	28.88	1,270,720.00
	CRH PLC	166,000	45.27	7,514,820.00
	HEIDELBERGCEMENT AG	30,600	69.44	2,124,864.00
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	55,000	34.77	1,912,350.00
	ARCELORMITTAL	118,000	24.04	2,836,720.00
	VOESTALPINE AG	24,000	30.20	724,800.00
	STORA ENSO OYJ-R	119,000	11.85	1,410,150.00
	UPM-KYMMENE OYJ	120,000	30.28	3,633,600.00
	AIRBUS SE	131,900	121.32	16,002,108.00
	DASSAULT AVIATION SA	6,000	169.60	1,017,600.00
	MTU AERO ENGINES AG	11,900	228.70	2,721,530.00
	RHEINMETALL AG	9,400	259.30	2,437,420.00
	SAFRAN SA	75,800	139.48	10,572,584.00
	THALES SA	23,500	136.10	3,198,350.00
	COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	107,000	53.05	5,676,350.00
	KINGSPAN GROUP PLC	33,400	62.22	2,078,148.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	50,094	31.68	1,586,977.92	
BOUYGUES	52,000	31.55	1,640,600.00	

EIFFAGE SA	18,100	105.55	1,910,455.00
FERROVIAL SA	105,847	28.70	3,037,808.90
VINCI	119,200	108.68	12,954,656.00
LEGRAND SA	59,100	85.82	5,071,962.00
PRYSMIAN SPA	59,000	35.13	2,072,670.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	121,000	157.12	19,011,520.00
SIEMENS ENERGY AG	120,000	21.66	2,599,200.00
SIEMENS AG	169,800	148.86	25,276,428.00
ALSTOM	71,000	23.91	1,697,610.00
CNH INDUSTRIAL NV	221,000	12.69	2,804,490.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	103,000	28.71	2,957,130.00
GEA GROUP AG	34,000	40.17	1,365,780.00
KNORR-BREMSE AG	15,200	66.38	1,008,976.00
KONE OYJ	76,000	51.90	3,944,400.00
METSO CORPORATION	145,000	10.58	1,534,825.00
RATIONAL AG	1,050	653.50	686,175.00
WARTSILA OYJ	101,000	11.00	1,111,505.00
BRENTAG SE	34,100	76.54	2,610,014.00
LMCD NV	12,600	138.40	1,743,840.00
DEUTSCHE POST AG-REG	218,000	41.11	8,963,070.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	9.14	1,252,454.00
ADP	6,100	141.00	860,100.00
AENA SME SA	17,200	149.55	2,572,260.00
GETLINK	93,000	16.48	1,532,640.00
CONTINENTAL AG	23,200	65.22	1,513,104.00
MICHELIN (CGDE)	147,000	28.55	4,196,850.00
VALEO SA	45,000	17.35	780,750.00
BAYER MOTOREN WERK	73,700	108.40	7,989,080.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	12,500	105.00	1,312,500.00
DR ING HC F PORSCHE AG	25,500	114.35	2,915,925.00
FERRARI NV	27,800	269.40	7,489,320.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	177,600	67.77	12,035,952.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	52.34	1,842,368.00
RENAULT SA	40,000	33.32	1,333,000.00
STELLANTIS NV	495,000	14.91	7,380,450.00



VOLKSWAGEN AG	6,300	149.75	943,425.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	41,500	119.64	4,965,060.00
SEB SA	5,400	106.10	572,940.00
ADIDAS AG	35,300	167.14	5,900,042.00
HERMES INTERNATIONAL	7,070	1,988.80	14,060,816.00
KERING SA	16,750	544.90	9,127,075.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	61,430	887.60	54,525,268.00
MONCLER SPA	45,500	66.78	3,038,490.00
PUMA SE	24,100	51.16	1,232,956.00
ACCOR SA	39,000	32.23	1,256,970.00
AMADEUS IT GROUP SA	99,500	65.50	6,517,250.00
DELIVERY HERO SE	38,000	39.10	1,485,800.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	37,600	183.50	6,899,600.00
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	43,000	16.22	697,632.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	37.64	903,360.00
SODEXO	20,400	99.06	2,020,824.00
D'IETEREN GROUP	5,700	166.70	950,190.00
PROSUS NV	177,500	65.62	11,647,550.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	243,000	31.30	7,605,900.00
ZALANDO SE	50,000	31.94	1,597,000.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	130,000	18.34	2,384,200.00
HELLOFRESH SE	31,800	23.53	748,254.00
JERONIMO MARTINS	64,000	22.90	1,465,600.00
KESKO OYJ-B SHS	58,000	19.00	1,102,290.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	235,000	31.01	7,288,525.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	192,500	56.51	10,878,175.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	123,000	12.23	1,504,905.00
HEINEKEN HOLDING NV	25,100	86.80	2,178,680.00
HEINEKEN NV	56,800	103.75	5,893,000.00
PERNOD RICARD SA	45,800	215.00	9,847,000.00
REMY COINTREAU	4,900	156.90	768,810.00
DANONE	143,900	59.02	8,492,978.00
JDE PEET'S BV	21,000	27.54	578,340.00
KERRY GROUP PLC-A	34,300	94.88	3,254,384.00

HENKEL AG & CO KGAA	22,900	67.46	1,544,834.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	38,300	74.88	2,867,904.00
BEIERSDORF AG	23,000	125.90	2,895,700.00
LOREAL-ORD	53,600	423.70	22,710,320.00
BIOMERIEUX	8,800	95.88	843,744.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	111.80	961,480.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	104.75	628,500.00
ESSILORLUXOTTICA	65,000	185.70	12,070,500.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	197,000	18.96	3,735,908.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,400	53.84	3,305,776.00
AMPLIFON SPA	30,000	35.79	1,073,700.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	45,000	44.21	1,989,450.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	92,000	27.80	2,557,600.00
ARGENX SE	12,500	368.30	4,603,750.00
GRIFOLS SA	63,000	11.02	694,260.00
BAYER AG-REG	219,500	53.94	11,839,830.00
IPSEN	9,000	112.10	1,008,900.00
MERCK KGAA	28,300	165.25	4,676,575.00
ORION OYJ	24,200	42.50	1,028,500.00
RECORDATI SPA	24,000	43.14	1,035,360.00
SANOFI	253,200	99.16	25,107,312.00
UCB SA	29,100	84.64	2,463,024.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	94,000	13.79	1,296,260.00
AIB GROUP PLC	230,000	3.80	874,000.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,338,000	6.53	8,747,844.00
BANCO SANTANDER SA	3,750,000	3.13	11,771,250.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	243,000	8.88	2,158,812.00
BNP PARIBAS	245,700	57.35	14,090,895.00
CAIXABANK	1,010,000	3.32	3,357,240.00
COMMERZBANK AG	236,000	9.88	2,333,096.00
CREDIT AGRICOLE SA	265,000	11.55	3,061,280.00
ERSTE GROUP BANK AG	76,000	31.87	2,422,120.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	12.49	1,736,110.00
ING GROEP NV	835,000	11.49	9,600,830.00

INTESA SANPAOLO	3,620,000	2.40	8,693,430.00
KBC GROEP NV	55,600	60.70	3,374,920.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	9.68	1,201,312.00
SOCIETE GENERALE	175,000	21.80	3,815,000.00
UNICREDIT SPA	431,000	18.86	8,131,246.00
ADYEN NV	4,780	1,457.00	6,964,460.00
EDENRED	56,900	58.60	3,334,340.00
EURAZEO SE	10,700	64.15	686,405.00
EXOR NV	24,300	76.08	1,848,744.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	77.00	1,647,800.00
NEXI SPA	130,000	7.65	994,500.00
SOFINA SA	3,700	207.80	768,860.00
WENDEL	6,000	99.80	598,800.00
WORLDLINE SA	54,000	39.45	2,130,300.00
AEGON NV	410,000	4.03	1,655,990.00
AGEAS	36,000	40.00	1,440,000.00
ALLIANZ SE-REG	89,900	211.60	19,022,840.00
ASSICURAZIONI GENERALI	242,000	18.60	4,502,410.00
AXA SA	417,000	26.92	11,227,725.00
HANNOVER RUECK SE	13,000	190.25	2,473,250.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	31,300	324.90	10,169,370.00
NN GROUP NV	64,000	33.19	2,124,160.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	9.50	1,140,480.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	45.58	4,831,480.00
BECHTLE AG	20,000	39.06	781,200.00
CAPGEMINI SA	35,800	160.30	5,738,740.00
DASSAULT SYSTEMES SE	147,000	36.23	5,325,810.00
NEMETSCHEK SE	14,200	68.66	974,972.00
SAP SE	231,700	122.30	28,336,910.00
NOKIA OYJ	1,220,000	3.72	4,547,550.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,300	337.95	3,480,885.00
ASML HOLDING NV	89,460	593.30	53,076,618.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	287,000	33.17	9,521,225.00
STMICROELECTRONICS NV	151,000	38.25	5,775,750.00
CELLNEX TELECOM SA	126,000	37.65	4,743,900.00

DEUTSCHE TELEKOM-REG	723,000	21.54	15,573,420.00
ELISA OYJ	31,700	55.86	1,770,762.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	12.16	875,520.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.30	2,410,460.00
ORANGE SA	435,000	11.56	5,031,210.00
TELECOM ITALIA SPA	1,930,000	0.27	523,416.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	210,000	3.07	646,170.00
TELEFONICA SA	1,140,000	3.84	4,385,580.00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	25,000	14.53	363,250.00
ACCIONA S. A.	5,800	170.30	987,740.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	124.20	822,949.20
ENDESA S. A.	65,000	19.88	1,292,525.00
ENEL SPA	1,805,000	6.04	10,909,420.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	628,000	4.79	3,013,772.00
FORTUM OYJ	100,000	13.61	1,361,500.00
IBERDROLA SA	1,359,358	11.77	15,999,643.66
RED ELECTRICA CORPORACION SA	89,000	16.38	1,458,265.00
TERNA SPA	301,000	7.96	2,397,766.00
VERBUND AG	14,500	77.45	1,123,025.00
ENAGAS SA	60,000	18.21	1,092,600.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	28.28	904,960.00
SNAM SPA	460,000	5.07	2,332,200.00
E. ON SE	505,000	11.96	6,042,325.00
ENGIE	411,000	14.78	6,077,868.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	148,000	27.84	4,120,320.00
AMUNDI SA	12,800	60.30	771,840.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	462,000	9.58	4,429,656.00
DEUTSCHE BOERSE AG	42,600	172.50	7,348,500.00
EURONEXT NV	18,000	70.25	1,264,500.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	33.62	470,680.00
EDP RENOVAVEIS SA	66,000	19.76	1,304,160.00
EDP RENOVAVEIS SA-BONUS RIGHT	66,000	0.26	17,424.00
RWE AG	143,000	41.76	5,971,680.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	60.60	1,854,360.00

	QIAGEN N.V.	52,000	41.57	2,161,640.00	
	SARTORIUS AG-VORZUG	5,600	347.60	1,946,560.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6,000	243.60	1,461,600.00	
	BUREAU VERITAS SA	68,000	25.42	1,728,560.00	
	RANDSTAD NV	25,500	47.39	1,208,445.00	
	TELEPERFORMANCE	13,300	154.15	2,050,195.00	
	WOLTERS KLUWER	56,500	110.85	6,263,025.00	
	PUBLICIS GROUPE	49,800	70.18	3,494,964.00	
	VIVENDI SE	164,000	9.75	1,599,984.00	
	BOLLORE SE	202,000	5.99	1,209,980.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	163,000	18.78	3,061,955.00	
	SCOUT24 SE	17,900	59.26	1,060,754.00	
	AROUNDTOWN SA	206,000	1.01	210,017.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	17,000	53.84	915,280.00	
	VONOVIA SE	158,000	18.64	2,945,910.00	
	小計 銘柄数：222			1,054,778,756.68	
	組入時価比率：10.1%			(155,010,286,081)	
				10.5%	
英ポンド	BP PLC	4,027,000	4.77	19,236,979.00	
	SHELL PLC-NEW	1,566,000	23.87	37,380,420.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	68.52	2,130,972.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,000	19.42	776,800.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	279,000	23.47	6,549,525.00	
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	13.82	1,229,980.00	
	GLENCORE PLC	2,280,000	4.27	9,749,280.00	
	RIO TINTO PLC-REG	248,600	48.82	12,137,895.00	
	MONDI PLC	113,000	12.98	1,467,305.00	
	BAE SYSTEMS PLC	693,000	9.82	6,805,260.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,850,000	1.45	2,699,150.00	
	DCC PLC	21,200	47.42	1,005,304.00	
	SMITHS GROUP PLC	80,000	16.52	1,322,000.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	111.15	1,889,550.00	
	ASHTED GROUP PLC	97,900	46.70	4,571,930.00	
	BUNZLE	77,000	31.67	2,438,590.00	
	RENTOKIL INTIAL PLC	554,000	6.43	3,564,436.00	

BARRATT DEVELOPMENTS PLC	207,000	4.96	1,026,720.00
PERSIMMON PLC	77,000	13.04	1,004,080.00
TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.23	1,037,820.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	43.29	1,051,947.00
BURBERRY GROUP PLC	82,000	25.24	2,069,680.00
COMPASS GROUP PLC	390,000	21.14	8,244,600.00
ENTAIN PLC	132,000	14.73	1,945,020.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	53.26	2,034,532.00
WHITBREAD PLC	46,000	32.46	1,493,160.00
NEXT PLC	28,600	68.52	1,959,672.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.68	1,028,460.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.53	1,139,850.00
OCADO GROUP PLC	122,000	4.53	552,660.00
SAINSBURY	410,000	2.87	1,177,930.00
TESCO PLC	1,610,000	2.73	4,404,960.00
COCA-COLA HBC AG-DI	46,000	25.46	1,171,160.00
DIAGEO PLC	505,000	36.19	18,278,475.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	19.08	1,507,320.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	470,000	27.27	12,819,250.00
IMPERIAL BRANDS PLC	196,000	18.81	3,687,740.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	158,700	64.54	10,242,498.00
HALEON PLC	1,140,000	3.42	3,908,490.00
UNILEVER PLC	562,300	43.39	24,401,008.50
SMITH & NEPHEW PLC	198,000	12.76	2,527,470.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	6.65
ASTRAZENECA PLC	343,880	119.24	41,004,251.20
GSK PLC	908,000	14.44	13,118,784.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	18.56	686,720.00
BARCLAYS PLC	3,570,000	1.53	5,479,236.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,431,000	5.93	26,302,416.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,080,000	0.45	6,917,950.00
NATWEST GROUP PLC	1,180,000	2.59	3,066,820.00
STANDARD CHARTERED PLC	534,000	6.20	3,310,800.00
M&G PLC	500,000	2.00	1,001,500.00
ADMIRAL GROUP PLC	42,000	22.34	938,280.00

AVIVA PLC	610,000	4.14	2,527,840.00	
LEGAL & GENERAL	1,340,000	2.29	3,077,980.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.75	978,860.00	
PRUDENTIAL PLC	617,000	11.81	7,289,855.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	220,000	8.17	1,797,840.00	
HALMA PLC	83,000	24.33	2,019,390.00	
BT GROUP PLC	1,510,000	1.52	2,303,505.00	
VODAFONE GROUP PLC	5,780,000	0.90	5,259,222.00	
SSE PLC	242,000	18.62	4,506,040.00	
NATIONAL GRID PLC	819,000	11.54	9,455,355.00	
SEVERN TRENT PLC	53,000	29.35	1,555,550.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	151,000	10.76	1,625,515.00	
3I GROUP PLC	213,000	17.98	3,830,805.00	
ABRDN PLC	440,000	2.08	915,640.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	8.03	658,952.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	84,100	85.04	7,151,864.00	
SCHRODERS PLC	189,176	4.68	886,857.08	
ST JAMES S PLACE PLC	118,000	11.45	1,351,100.00	
PEARSON	143,000	8.11	1,159,730.00	
EXPERIAN PLC	205,000	27.43	5,623,150.00	
INTERTEK GROUP PLC	35,000	41.58	1,455,300.00	
RELX PLC	428,000	24.96	10,682,880.00	
INFORMA PLC	311,000	7.02	2,184,464.00	
WPP PLC	235,000	8.90	2,092,910.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	195,000	6.32	1,233,960.00	
小計 銘柄数 : 77			407,121,206.43	
			(68,599,923,283)	
組入時価比率 : 4.5%			4.6%	
スイスフラン				
CLARIANT AG-REG	53,000	13.92	737,760.00	
EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	722.00	1,176,860.00	
GIVAUDAN-REG	2,040	3,183.00	6,493,320.00	
SIKA AG-REG	32,700	250.80	8,201,160.00	
HOLCIM LTD	122,100	57.72	7,047,612.00	
SIG GROUP AG	66,000	26.10	1,722,600.00	
GEBERIT AG-REG	7,960	502.80	4,002,288.00	

ABB LTD	351,000	32.94	11,561,940.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	4,900	188.10	921,690.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	197.50	1,836,750.00
VAT GROUP AG	6,000	318.80	1,912,800.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12,400	259.50	3,217,800.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	115,400	149.45	17,246,530.00
THE SWATCH GROUP AG-B	6,200	297.60	1,845,120.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	54.40	571,200.00
BARRY CALLEBAUT AG	810	1,952.00	1,581,120.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	11,160.00	2,533,320.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	24	112,000.00	2,688,000.00
NESTLE SA-REG	610,300	115.18	70,294,354.00
ALCON INC	111,200	71.34	7,933,008.00
SONOVA HOLDING AG-REG	11,600	283.50	3,288,600.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	25,400	142.50	3,619,500.00
NOVARTIS AG-REG	480,100	92.58	44,447,658.00
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	155,900	282.45	44,033,955.00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	6,000	312.00	1,872,000.00
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	85.75	557,375.00
BALOISE HOLDING AG	9,900	138.80	1,374,120.00
SWISS LIFE HOLDING AG	6,800	537.20	3,652,960.00
SWISS RE LTD	67,200	89.46	6,011,712.00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	33,600	426.80	14,340,480.00
TEMENOS AG-REG	13,700	73.50	1,006,950.00
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	57.34	2,155,984.00
SWISSCOM AG-REG	5,690	592.40	3,370,756.00
BKW AG	4,600	160.70	739,220.00
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	789,999	0.76	600,399.24
JULIUS BAER GROUP LTD	46,300	62.06	2,873,378.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,040	847.00	4,268,880.00
UBS GROUP AG	748,000	17.14	12,824,460.00
BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	94.45	746,155.00
LONZA AG-REG	16,360	576.80	9,436,448.00
ADECCO GROUP AG-REG	33,000	29.19	963,270.00
SGS SA-REG	36,000	80.56	2,900,160.00



	SWISS PRIME SITE-REG	17,500	79.15	1,385,125.00
小計	銘柄数：43			319,994,777.24 (48,184,813,556)
	組入時価比率：3.1%			3.3%
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	59,000	340.40	20,083,600.00
	BOLIDEN AB-RED SHS	59,000	11.45	676,022.00
	HOLMEN AB-B SHARES	19,000	413.20	7,850,800.00
	SVENSKA CELLULOZA AB-B	137,000	145.50	19,933,500.00
	ASSA ABLOY AB-B	226,000	245.60	55,505,600.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	338,000	114.50	38,701,000.00
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	149.85	11,538,450.00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	218.60	7,213,800.00
	LIFCO AB-B SHS	52,000	239.50	12,454,000.00
	ALFA LAVAL AB	63,000	381.70	24,047,100.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	598,000	150.00	89,700,000.00
	ATLAS COPCO AB-B SHS	352,000	132.10	46,499,200.00
	EPIROC AB - A	151,000	200.90	30,335,900.00
	EPIROC AB - B	89,000	172.90	15,388,100.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	90.38	8,495,720.00
	INDUTRADE AB	64,000	256.90	16,441,600.00
	SANDVIK AB	239,000	199.25	47,620,750.00
	SKF AB-B SHARES	88,000	176.30	15,514,400.00
	VOLVO AB-A SHS	40,000	210.60	8,424,000.00
	VOLVO AB-B SHS	330,000	205.20	67,716,000.00
	SECURITAS AB-B SHS	110,857	85.82	9,513,747.74
	VOLVO CAR AB-B	120,000	37.50	4,500,000.00
	ELECTROLUX AB-B	53,000	165.05	8,747,650.00
	EVOLUTION AB	40,600	1,340.20	54,412,120.00
	HENNES&MAURITZ AB-B	162,000	143.36	23,224,320.00
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	132,000	305.10	40,273,200.00
	GETINGE AB-B SHS	53,000	249.60	13,228,800.00
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,000	232.80	8,380,800.00
	NORDEA BANK ABP	725,000	107.00	77,575,000.00
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	367,000	112.20	41,177,400.00
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	320,000	86.26	27,603,200.00

	SWEDBANK AB	197,000	165.50	32,603,500.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	287.90	8,924,900.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	32,000	287.70	9,206,400.00	
	INVESTOR AB-A SHS	115,000	219.70	25,265,500.00	
	INVESTOR AB-B SHS	401,000	216.10	86,656,100.00	
	KINNEVIK AB - B	56,000	167.70	9,391,200.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	15,500	489.20	7,582,600.00	
	ERICSSON LM-B	658,000	53.49	35,196,420.00	
	HEXAGON AB-B SHS	431,000	116.95	50,405,450.00	
	TELIA CO AB	580,000	27.08	15,706,400.00	
	TELE 2 AB-B SHS	116,000	105.35	12,220,600.00	
	EQT AB	81,000	211.20	17,107,200.00	
	EMBRACER GROUP AB	134,000	54.78	7,340,520.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	40.84	5,758,440.00	
	SAGAX AB-B	40,000	224.40	8,976,000.00	
	小計 銘柄数：46			1,185,117,009.74	
				(15,442,074,636)	
				1.0%	
	組入時価比率：1.0%				
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	72,000	238.80	17,193,600.00	
	EQUINOR ASA	212,000	295.80	62,709,600.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	416.40	15,406,800.00	
	NORSK HYDRO	291,000	68.12	19,822,920.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	471.00	9,891,000.00	
	MOWI ASA	96,000	192.85	18,513,600.00	
	ORKLA ASA	153,000	81.26	12,432,780.00	
	SALMAR ASA	16,000	469.30	7,508,800.00	
	DNB BANK ASA	205,000	182.45	37,402,250.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	40,000	180.40	7,216,000.00	
	TELENOR ASA	146,000	123.55	18,038,300.00	
	ADEVINTA ASA	63,000	80.15	5,049,450.00	
	小計 銘柄数：12			231,185,100.00	
				(2,917,555,962)	
				0.2%	
	組入時価比率：0.2%				
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	530.00	12,455,000.00	

	NOVOZYMES A/S-B SHARES	44,500	356.10	15,846,450.00
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,700	1,746.00	2,968,200.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	227,000	193.10	43,833,700.00
	DSV A/S	41,700	1,324.00	55,210,800.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,770.00	8,474,400.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	11,945.00	13,020,050.00
	PANDORA A/S	20,000	612.00	12,240,000.00
	CARLSBERG B	21,800	1,118.00	24,372,400.00
	COLOPLAST-B	25,900	932.60	24,154,340.00
	DEMANT A/S	20,100	283.00	5,688,300.00
	GENMAB A/S	14,400	2,869.00	41,313,600.00
	NOVO NORDISK A/S-B	367,400	1,155.60	424,567,440.00
	DANSKE BANK AS	155,000	138.60	21,483,000.00
	TRYG A/S	83,000	158.00	13,114,000.00
	ORSTED A/S	41,000	630.80	25,862,800.00
	小計 銘柄数 : 16			744,604,480.00 (14,691,046,390)
	組入時価比率 : 1.0%			1.0%
豪ドル	AMPOL LTD	49,000	30.44	1,491,560.00
	SANTOS LTD.	710,000	7.18	5,097,800.00
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	48,000	32.52	1,560,960.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	421,000	33.81	14,234,010.00
	ORICA LTD	99,000	16.61	1,644,390.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	34.52	3,486,520.00
	BHP GROUP LIMITED	1,124,000	44.00	49,456,000.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	19.37	2,014,480.00
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	371,000	20.22	7,501,620.00
	IGO LTD	150,000	14.69	2,203,500.00
	MINERAL RESOURCES LTD	37,500	73.58	2,759,250.00
	NEWCREST MINING	203,000	28.89	5,864,670.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	13.88	3,567,160.00
	PILBARA MINERALS LTD	540,000	4.78	2,581,200.00
	RIO TINTO LTD	81,800	109.01	8,917,018.00
	SOUTH32 LTD	1,010,000	4.06	4,100,600.00
	REECE LTD	49,000	18.05	884,450.00

BRAMBLES LTD	318,000	14.21	4,518,780.00
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	6.35	1,397,000.00
AURIZON HOLDINGS LTD	380,000	3.51	1,333,800.00
TRANSURBAN GROUP	686,000	14.80	10,152,800.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	38.53	5,163,020.00
LOTTERY CORP LTD/THE	480,000	4.89	2,347,200.00
WESFARMERS LIMITED	249,000	51.30	12,773,700.00
COLES GROUP LTD	293,000	18.10	5,303,300.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	6.40	2,112,000.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	271,000	38.57	10,452,470.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	156,000	13.18	2,056,080.00
COCHLEAR LTD	14,100	245.70	3,464,370.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	60.92	2,497,720.00
SONIC HEALTHCARE LTD	99,000	35.68	3,532,320.00
CSL LIMITED	107,500	302.00	32,465,000.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	670,000	24.31	16,287,700.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	376,100	98.35	36,989,435.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	698,000	26.37	18,406,260.00
WESTPAC BANKING CORP	783,000	21.13	16,544,790.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	540,000	4.88	2,635,200.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	590,000	3.53	2,082,700.00
QBE INSURANCE	332,000	15.16	5,033,120.00
SUNCORP GROUP LTD	291,000	12.38	3,602,580.00
WISETECH GLOBAL LTD	33,000	70.21	2,316,930.00
XERO LIMITED	31,500	93.16	2,934,540.00
TELSTRA GROUP LTD	920,000	4.32	3,974,400.00
ORIGIN ENERGY LTD	370,000	8.35	3,089,500.00
APA GROUP	257,000	10.27	2,639,390.00
ASX LTD	41,500	68.11	2,826,565.00
MACQUARIE GROUP LIMITED	81,500	179.50	14,629,250.00
IDP EDUCATION LTD	46,000	27.01	1,242,460.00
COMPUTERSHARE LTD	125,000	21.79	2,723,750.00
REA GROUP LTD	12,500	138.71	1,733,875.00
SEEK LTD	70,000	24.37	1,705,900.00
小計 銘柄数 : 51			358,333,093.00

				(32,332,394,981)	
	組入時価比率：2.1%			2.2%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	270,000	8.80	2,376,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	127,000	26.35	3,346,450.00	
	EBOS GROUP LTD	35,000	44.40	1,554,000.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.21	2,240,300.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.55	897,350.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.47	1,641,000.00	
	小計	銘柄数：6			12,055,100.00 (1,021,790,276)
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	13.38	5,753,400.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	584,040	53.00	30,954,120.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	304,000	80.30	24,411,200.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	13.36	3,740,800.00	
	MTR CORP	340,000	39.50	13,430,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	493,000	51.55	25,414,150.00	
	SANDS CHINA LTD	564,000	26.00	14,664,000.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	20.95	8,589,500.00	
	WH GROUP LIMITED	1,759,806	4.26	7,496,773.56	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	840,000	24.65	20,706,000.00	
	HANG SENG BANK	172,000	113.90	19,590,800.00	
	AIA GROUP LTD	2,624,000	80.95	212,412,800.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	10.22	8,682,912.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	46.75	6,264,500.00	
	CLP HLDGS	366,000	61.50	22,509,000.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	310,000	46.35	14,368,500.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,410,383	7.65	18,439,429.95	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	269,000	312.40	84,035,600.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	441,040	46.45	20,486,308.00	
	ESR GROUP LTD	440,000	12.28	5,403,200.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	13.24	6,090,400.00		
HENDERSON LAND	310,443	27.65	8,583,748.95		

	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	20.40	6,322,286.40	
	SINO LAND CO. LTD	730,000	10.30	7,519,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	322,000	105.00	33,810,000.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	59.05	6,141,200.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	20.75	4,772,500.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	42.45	16,258,350.00	
小計	銘柄数：28			656,850,478.86	
	組入時価比率：0.7%			(11,278,122,722)	
				0.8%	
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.65	1,387,000.00	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	34.20	718,200.00	
	KEPPEL CORP.	313,000	6.43	2,012,590.00	
	SEATRUM LTD	10,173,615	0.12	1,281,875.49	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	280,000	5.91	1,654,800.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	1.12	1,579,200.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.96	1,742,400.00	
	DBS GROUP HLDGS	402,000	31.10	12,502,200.00	
	OCBC-ORD	761,000	12.30	9,360,300.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	266,000	27.98	7,442,680.00	
	VENTURE CORP LTD	58,000	15.66	908,280.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,790,000	2.58	4,618,200.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.46	1,882,540.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.74	2,244,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	6.97	697,000.00	
	UOL GROUP LIMITED	87,000	6.90	600,300.00	
小計	銘柄数：16			50,631,565.49	
	組入時価比率：0.3%			(5,119,863,902)	
				0.3%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	157,000	22.47	3,527,790.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	701.30	4,137,670.00	
	BANK HAPOLIM BM	291,000	32.73	9,524,430.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	337,000	29.30	9,874,100.00	
	FIRST INTL BANK ISRAEL	12,000	138.70	1,664,400.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	19.30	5,404,000.00	

	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,000	125.50	4,141,500.00	
	NICE LTD	13,800	684.40	9,444,720.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	26,000	152.20	3,957,200.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	470,000	5.18	2,434,600.00	
	AZRIELI GROUP	8,600	214.80	1,847,280.00	
	小計 銘柄数：11			55,957,690.00	
	組入時価比率：0.1%			(2,066,511,895)	0.1%
	合計			1,475,406,109,449	(1,475,406,109,449)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	34,000	4,093,940.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	67,000	2,344,330.00	
		AMERICAN TOWER CORP	102,900	20,136,501.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	103,000	1,948,760.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	30,700	5,537,052.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	1,660,848.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,500	2,384,135.00	
		CROWN CASTLE INC	96,800	11,295,592.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	64,100	6,267,057.00	
		EQUINIX INC	20,490	15,233,085.60	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,811,144.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,100	4,976,181.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,300	3,102,814.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	29,700	4,531,329.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	56,000	2,772,560.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	86,000	1,718,280.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	123,000	2,592,840.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	158,000	2,663,880.00	
		INVITATION HOMES INC	136,000	4,628,080.00	
		IRON MOUNTAIN INC	66,000	3,644,520.00	

		KIMCO REALTY CORP	133,000	2,394,000.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	135,000	1,135,350.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,000	3,828,250.00	
		PROLOGIS INC	204,812	25,753,060.88	
		PUBLIC STORAGE	35,100	10,354,500.00	
		REALTY INCOME CORP	139,300	8,608,740.00	
		REGENCY CENTERS CORP	35,200	2,058,848.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	24,300	5,663,115.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	73,400	7,798,750.00	
		SUN COMMUNITIES INC	27,000	3,670,650.00	
		UDR INC	73,000	3,018,550.00	
		VENTAS INC	87,000	4,062,900.00	
		VICI PROPERTIES INC	214,000	6,830,880.00	
		WELLTOWER INC	105,100	8,318,665.00	
		WEYERHAEUSER CO	166,000	4,938,500.00	
		WP CAREY INC	45,100	3,235,474.00	
	小計	銘柄数：36	2,885,102	206,013,161.48	
				(27,735,551,930)	
		組入時価比率：1.8%		85.7%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,038,450.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	570,640.00	
	小計	銘柄数：2	49,000	1,609,090.00	
				(160,571,091)	
		組入時価比率：0.0%		0.5%	
	ユーロ	COVIVIO	11,300	551,440.00	
		GECINA SA	9,600	938,880.00	
		KLEPIERRE	49,000	1,047,130.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,234,779.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	37,000	986,420.00	
	小計	銘柄数：5	134,200	4,758,649.00	
				(699,331,057)	
		組入時価比率：0.0%		2.2%	
	英ポンド	BRITISH LAND	183,000	699,060.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	152,000	951,520.00	
		SEGRO PLC	265,000	2,144,910.00	



豪ドル	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.0%	600,000	3,795,490.00 (639,540,065) 2.0%
		DEXUS/AU	252,000	2,008,440.00
		GOODMAN GROUP	383,000	7,648,510.00
		GPT GROUP	440,000	1,936,000.00
		LENDLEASE GROUP	135,000	1,067,850.00
		MIRVAC GROUP	890,000	2,091,500.00
		SCENTRE GROUP	1,100,000	3,113,000.00
		STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,419,200.00
		VICINITY CENTRES	800,000	1,648,000.00
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%	4,540,000	21,932,500.00 (1,978,969,475) 6.1%
香港ドル	LINK REIT	555,600	27,780,000.00	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	555,600	27,780,000.00 (476,982,600) 1.5%	
シンガポールドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,040	2,044,915.20
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	34,207	36,601.49
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,160,021	2,389,643.26
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	710,029	1,235,450.46
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	837,900.00
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	3,104,297	6,544,510.41 (661,780,892) 2.0%
合計				32,352,727,110 (32,352,727,110)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年5月12日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超		
			評価損益(円)

市場取引				
株価指数先物取引				
買建	25,897,033,422	—	26,512,173,280	615,139,858
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	469,707,490	—	470,920,450	1,212,960
米ドル	469,707,490	—	470,920,450	1,212,960
合計	—	—	—	616,352,818

(注) 時価の算定方法

#### 1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 新興国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,118,391,381
コール・ローン	92,125,049
株式	80,876,450,928
投資信託受益証券	3,608,790,026
投資証券	98,266,075
派生商品評価勘定	63,340,226
未収入金	310,386
未収配当金	170,954,980
差入委託証拠金	1,158,037,603
流動資産合計	89,186,666,654
資産合計	89,186,666,654

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	40,183,017
未払解約金	1,727,957
未払利息	90
その他未払費用	4,449,500
流動負債合計	46,360,564
負債合計	46,360,564
純資産の部	
元本等	
元本	57,045,792,943
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	32,094,513,147
元本等合計	89,140,306,090
純資産合計	89,140,306,090
負債純資産合計	89,186,666,654

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ</p>

る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,5626円
(10,000口当たり純資産額)	(15,626円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年5月13日 至 2023年5月12日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年5月12日現在	
期首	2022年5月13日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	45,960,587,206 円
同期中における追加設定元本額	16,061,001,760 円
同期中における一部解約元本額	4,975,796,023 円
期末元本額	57,045,792,943 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	19,256,938 円
野村資産設計ファンド2020	21,360,954 円
野村資産設計ファンド2025	35,054,841 円
野村資産設計ファンド2030	55,771,341 円
野村資産設計ファンド2035	53,042,255 円
野村資産設計ファンド2040	93,886,122 円
野村資産設計ファンド2045	20,937,533 円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,840,681,140 円
ネクストコア	19,081,135 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	572,758,129 円
野村資産設計ファンド2050	23,348,760 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,961,703 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,818,251 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	3,040,311 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,809,901 円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,509,747 円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,684,179 円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	14,016,477 円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	4,230,446 円
インデックス・ブレンド(タイプV)	15,995,645 円
野村つみたて外国株投信	6,091,648,910 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,147,880,312 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	2,185,582,552 円
世界6資産分散ファンド	123,347,569 円
野村資産設計ファンド2060	18,606,857 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,295,077,824 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	2,437,574,250 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,949,844 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	1,961,654,367 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	762,681 円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	36,054,132,426 円
野村DC運用戦略ファンド	722,251,515 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	50,025,989 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	25,612,864 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	24,831,835 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	18,457,753 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	14,353,843 円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	61,795,744 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2023年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	

株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.52	129,795.00
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	71.30	956,846.00
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	7.02	151,632.00
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00
		SOUTHERN COPPER CORP	7,990	69.45	554,905.50
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	40,700	28.72	1,168,904.00
		NIO INC ADR	140,400	8.45	1,186,380.00
		H WORLD GROUP LTD-ADR	18,800	42.88	806,144.00
		TRIP.COM GROUP LTD-ADR	52,600	33.42	1,757,892.00
		YUM CHINA HOLDINGS INC	40,500	61.91	2,507,355.00
		MINISO GROUP HOLDING LTD ADR	9,200	17.15	157,780.00
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00
		PDD HOLDINGS INC ADR	50,290	65.17	3,277,399.30
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	41,400	16.06	664,884.00
		MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	31,300	0.00	0.00
		X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00
		CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	7,100	16.98	120,558.00
		LEGEND BIOTECH CORP-ADR	5,700	70.55	402,135.00
		ZAI LAB LTD - ADR	8,770	36.68	321,683.60
BANCO DE CHILE-ADR	21,400	22.48	481,072.00		
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	19.65	385,140.00		
BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	24.17	242,425.10		

	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.16	303,722.04	
	CREDICORP LTD	7,450	141.00	1,050,450.00	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	16,980	69.80	1,185,204.00	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
	VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	37,700	3.38	127,689.90	
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	6,020	43.25	260,365.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	42,900	3.04	130,416.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	LUFAX HOLDING LTD	67,100	1.64	110,044.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	12,100	17.55	212,355.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	39,000	6.05	235,950.00	
	IQIYI INC-ADR	41,500	5.79	240,285.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	71,500	7.47	534,105.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	29.95	224,625.00	
	JOYY INC	4,250	29.58	125,715.00	
	KANZHUN LTD	19,900	17.97	357,603.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	WEIBO CORP-SPON ADR	8,900	16.02	142,578.00	
	YANDEX NV-A	23,640	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	65,800	16.66	1,096,228.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	87,648	0.74	65,560.70	
小計	銘柄数：60			21,675,826.14	
				(2,918,216,473)	
	組入時価比率：3.3%			3.6%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	39.71	3,731,072.18	
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	11.64	16,947,665.40	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	80.10	24,509,238.30	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	269.93	4,375,565.30	
	ALFA S. A. B. -A	218,000	11.14	2,428,520.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	34,900	103.08	3,597,492.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	502.58	9,498,762.00	

	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	321.51	11,895,870.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	28,300	182.28	5,158,524.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	512,000	73.92	37,847,040.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	44,000	179.62	7,903,280.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	159.16	8,276,320.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	182,700	177.49	32,427,423.00	
	GRUMA S. A. B. -B	23,900	277.27	6,626,753.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	96.46	12,636,260.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	39.25	5,612,750.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	59.56	4,050,080.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	260,800	152.38	39,740,704.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	209,000	42.89	8,964,010.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,678,000	19.53	52,301,340.00	
	GRUPO TELEVISIA SAB - SER CPO	201,000	17.07	3,431,070.00	
小計	銘柄数：21			301,959,739.18	
				(2,313,917,481)	
	組入時価比率：2.6%			2.9%	
リアル	COSAN SA	136,000	16.39	2,229,040.00	
	PETRO RIO SA	65,300	34.82	2,273,746.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	359,000	28.15	10,105,850.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	460,000	25.43	11,697,800.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	17.21	1,480,060.00	
	KLABIN SA-UNIT	61,000	19.92	1,215,120.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	12.81	1,037,610.00	
	GERDAU SA PFD NPV	117,600	24.12	2,836,512.00	
	VALE SA	374,052	68.01	25,439,276.52	
	SUZANO SA	67,560	41.57	2,808,469.20	
	WEG SA	171,848	39.32	6,757,063.36	
	LOCALIZA RENT A CAR	71,895	61.84	4,445,986.80	
	RUMO SA	123,000	20.84	2,563,320.00	
	CCR SA	121,000	13.65	1,651,650.00	
	MAGAZINE LUIZA SA	230,000	4.35	1,000,500.00	
	LOJAS RENNER S. A.	88,974	16.92	1,505,440.08	
	VIBRA ENERGIA SA	113,500	14.51	1,646,885.00	
	ATACADA0 SA	54,000	9.81	529,740.00	



	RAIA DROGASIL SA	102,000	27.88	2,843,760.00	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	11.68	1,588,480.00	
	AMBEV SA	464,956	14.50	6,741,862.00	
	JBS SA	74,600	17.30	1,290,580.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	12.92	1,195,100.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	420,987	3.07	1,292,430.09	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	25.22	1,646,866.00	
	HYPERA SA	33,000	37.72	1,244,760.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	156,953	13.39	2,101,600.67	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	499,042	15.40	7,685,246.80	
	BANCO DO BRASIL SA	91,000	44.40	4,040,400.00	
	BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	30.03	1,312,311.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	467,991	27.16	12,710,635.56	
	ITAUSA SA	492,018	9.00	4,428,162.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	33.97	2,275,990.00	
	TOTVS SA	61,000	28.03	1,709,830.00	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	56,605	41.75	2,363,258.75	
	TIM SA	82,952	14.11	1,170,452.72	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	39.71	1,151,590.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	36.13	4,375,343.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	12.32	1,675,359.84	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	32.16	591,744.00	
	ENERGISA SA-UNITS	20,800	45.20	940,160.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	91,000	28.41	2,585,310.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA-RTS	1,274	3.40	4,331.60	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	48.46	1,628,256.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	12.78	7,629,647.22	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	109,000	25.56	2,786,040.00	
	ENEVA SA	84,000	11.60	974,400.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	43.00	713,800.00	
小計	銘柄数：48			163,921,776.21	
				(4,471,261,505)	
	組入時価比率：5.0%			5.5%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	5,480.00	183,032,000.00	

	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,350.00	160,650,000.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	84.02	103,025,324.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	1,789.00	168,166,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,555.00	195,930,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	6,282	24,420.00	153,406,440.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	111.00	258,075,000.00	
小計	銘柄数：7			1,222,284,764.00	
				(207,088,040)	
	組入時価比率：0.2%			0.3%	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	33,670.00	973,063,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	17,300.00	584,740,000.00	
小計	銘柄数：2			1,557,803,000.00	
				(45,571,968)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	21.88	129,092.00	
	MYTILINEOS S. A.	12,000	25.32	303,840.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	16.14	326,028.00	
	JUMBO SA	10,732	22.60	242,543.20	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.18	245,012.25	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	282,800	1.41	399,172.20	
	NATIONAL BANK OF GREECE	43,700	5.17	226,103.80	
	HELLENIC TELECOM	18,000	13.46	242,280.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	8.26	165,200.00	
	TERNA ENERGY SA	5,100	19.86	101,286.00	
小計	銘柄数：11			2,380,557.45	
				(349,846,722)	
	組入時価比率：0.4%			0.4%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	88,900	71.50	6,356,350.00	
	HEKTAS TICARET T. A. S	100,000	24.00	2,400,000.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	39,000	96.50	3,763,500.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	31.10	3,607,600.00	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	121,000	17.25	2,087,250.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	62,460	41.96	2,620,821.60	
	KOC HLDGS	85,000	96.60	8,211,000.00	

	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	40.40	6,060,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	6,000	453.10	2,718,600.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	44,000	136.30	5,997,200.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	575.40	3,567,480.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	174.40	7,848,000.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	18.49	6,009,250.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	81,000	43.48	3,521,880.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	383,995	14.10	5,414,329.50	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	260,000	11.53	2,997,800.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	35.92	4,202,640.00	
小計	銘柄数：17			77,383,701.10	
				(532,082,590)	
	組入時価比率：0.6%			0.7%	
チェコ	KOMERCNI BANKA AS	5,050	685.00	3,459,250.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	78.70	3,305,400.00	
	CEZ AS	15,500	1,225.00	18,987,500.00	
小計	銘柄数：3			25,752,150.00	
				(160,791,274)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
フロント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,766.00	103,725,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	11,700	8,300.00	97,110,000.00	
	OTP BANK NYRT	22,300	10,845.00	241,843,500.00	
小計	銘柄数：3			442,678,500.00	
				(175,336,542)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
ズロチ	POLSKI KONCERN NAFTOWY S. A.	59,587	62.47	3,722,399.89	
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	114.80	1,584,240.00	
	LPP SA	94	12,500.00	1,175,000.00	
	ALLEGRO. EU SA	44,400	35.78	1,588,632.00	
	PEPCO GROUP NV	21,700	39.88	865,396.00	
	DINO POLSKA SA	4,910	405.60	1,991,496.00	
	BANK PEKAO SA	15,700	95.04	1,492,128.00	
	MBANK	1,100	349.50	384,450.00	
	PKO BANK POLSKI SA	87,100	31.00	2,700,100.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	330.20	1,023,620.00	

	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	38.79	2,467,044.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	7.16	523,118.00	
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	17.58	332,262.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	116.70	933,600.00	
小計	銘柄数：14			20,783,485.89	
				(672,919,392)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	8.68	1,770,720.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	150,000	6.94	1,041,000.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	5.15	12,931,135.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	27.95	9,419,150.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,030,000	5.42	11,002,600.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	138,000	28.55	3,939,900.00	
	DONGYUE GROUP LTD	108,000	7.79	841,320.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	31,640	56.10	1,775,004.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	24.85	3,429,300.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	5.89	2,314,770.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LTD	176,000	3.51	617,760.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.38	2,146,200.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	7.37	1,842,500.00	
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	4.61	1,867,050.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	13.46	1,319,080.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	16.72	1,003,200.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	94,000	12.60	1,184,400.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	12.42	6,942,780.00	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	118,000	5.47	645,460.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	4.39	886,780.00	
	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	92,000	6.30	579,600.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	4.19	730,736.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	184,000	12.26	2,255,840.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	5.68	2,385,600.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	9.83	2,233,867.50	
	CITIC LTD	559,000	10.18	5,690,620.00	

FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	5.37	1,213,297.80	
CRRC CORP LTD-H	550,000	4.84	2,662,000.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	18.54	1,056,780.00	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	77,000	10.52	810,040.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	12.66	2,719,368.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	33.65	1,857,480.00	
BOC AVIATION LTD	15,000	60.70	910,500.00	
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	281,000	3.48	977,880.00	
AIR CHINA LIMITED-H	148,000	6.46	956,080.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	216,000	5.06	1,092,960.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	273,000	9.79	2,672,670.00	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	160.60	2,168,100.00	
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT-H	204,000	5.92	1,207,680.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	106,000	12.42	1,316,520.00	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	5.83	1,061,060.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	8.25	1,221,000.00	
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	129,000	7.39	953,310.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	114,000	6.40	729,600.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	31.80	1,971,600.00	
MINTH GROUP LTD	66,000	21.55	1,422,300.00	
BYD CO LTD-H	81,500	246.20	20,065,300.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	3.80	881,600.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	9.87	5,724,600.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	307,000	10.12	3,106,840.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	4.97	1,420,873.30	
LI AUTO INC	108,400	115.90	12,563,560.00	
XPENG INC	91,500	40.50	3,705,750.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	17.08	2,288,720.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	217,000	24.00	5,208,000.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	118,800	89.80	10,668,240.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	3.63	1,270,500.00	
LI NING CO LTD	227,000	51.00	11,577,000.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	68.40	5,629,320.00	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	105,000	8.87	931,350.00	

H Aidilao International Holding Ltd.	111,000	18.56	2,060,160.00
Jiumaojiu International Holdings	57,000	15.32	873,240.00
Meituan-Class B	485,540	128.50	62,391,890.00
Tongcheng Travel Holdings Ltd	125,600	15.26	1,916,656.00
Travelsky Technology Ltd-H	109,000	14.70	1,602,300.00
Alibaba Group Holding Limited	1,450,480	82.65	119,882,172.00
JD.COM, INC.	211,567	135.00	28,561,545.00
China Meidong Auto Holdings Limited	84,000	12.24	1,028,160.00
China Tourism Group Duty Free Co Ltd	6,100	149.40	911,340.00
Chow Tai Fook Jewellery Group Ltd	175,800	15.30	2,689,740.00
POP MART International Group	44,600	19.38	864,348.00
TOPSPORTS International Hold	202,000	6.76	1,365,520.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	55,000	34.55	1,900,250.00
Alibaba Health Information Technology Lt	486,000	5.11	2,483,460.00
JD Health International Inc	106,900	51.55	5,510,695.00
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	36,600	18.66	682,956.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	145.15	1,785,345.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	159,333	54.25	8,643,815.25
NONGFU SPRING LTD	175,400	41.85	7,340,490.00
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	74.90	4,494,000.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	5.16	2,089,800.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	31.90	9,857,100.00
DALI FOODS GROUP CO LTD	240,000	3.23	775,200.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	13.42	2,254,560.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	125,000	7.51	938,750.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.00	2,765,000.00
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	55,000	21.40	1,177,000.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	8.92	1,311,240.00
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	23,000	19.72	453,560.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	34.35	2,061,000.00
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	47,000	16.60	780,200.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	12.90	3,199,200.00

HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	52.90	2,084,260.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	15.64	1,548,360.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	27.05	3,581,420.00	
3SBIO, INC	119,000	7.70	916,300.00	
AKESO INC	45,000	43.85	1,973,250.00	
BEIGENE LTD	60,620	147.00	8,911,140.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	104,000	39.00	4,056,000.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	12.86	2,031,880.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	7.57	1,358,815.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	248,000	4.21	1,044,080.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	7.71	6,873,619.20	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	13.38	1,739,400.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	21.90	1,270,200.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	4.13	4,218,795.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	3.13	9,327,400.00	
BANK OF CHINA LTD-H	7,660,000	3.27	25,048,200.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	5.32	5,005,002.80	
CHINA CITIC BANK-H	810,000	4.33	3,507,300.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,408,000	5.44	51,179,520.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.60	668,200.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	376,692	40.30	15,180,687.60	
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	3.36	1,981,728.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	5,440,000	4.42	24,044,800.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	5.16	4,401,480.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	7.01	1,079,540.00	
FAR EAST HORIZON LTD-RTS	1,294	0.00	0.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	15.08	10,827,440.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	24.75	6,459,750.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	9.59	992,296.48	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	23.50	1,692,000.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	3.26	2,771,000.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	634,420	10.02	6,356,888.40	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	619,500	57.65	35,714,175.00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	24.95	1,447,100.00	

CHINASOFT INTERNATIONAL LIMITED	280,000	5.20	1,456,000.00	
GDS HOLDINGS LIMITED	84,200	12.32	1,037,344.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	11.64	3,072,960.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	51,500	24.30	1,251,450.00	
ZTE CORP-H	76,052	22.85	1,737,788.20	
LENOVO GROUP LTD	718,000	7.70	5,528,600.00	
XIAOMI CORPORATION	1,474,000	11.22	16,538,280.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	17.32	1,593,440.00	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	23.25	1,395,000.00	
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	65,000	7.93	515,450.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	82.95	5,740,140.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	22.10	1,082,900.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	1.86	3,638,160.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	27.95	1,956,500.00	
SHANGHAI FUDAN MICROELECTRONICS GROUP CO	32,000	21.10	675,200.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	7.88	3,687,840.00	
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.97	4,171,000.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	64,000	34.80	2,227,200.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	10.62	3,377,160.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	29.00	2,494,000.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	112.10	8,743,800.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.62	3,413,760.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.14	866,700.00	
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	7.43	2,511,340.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	1.03	638,600.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	266,000	4.73	1,258,180.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	17.48	3,013,552.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	17.04	3,238,452.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	12.02	992,852.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	5.56	1,490,080.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	10.56	1,330,560.00	
EAST BUY HOLDING LTD	35,500	24.95	885,725.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	30.85	4,596,650.00	



CGN POWER CO LTD-H	980,000	2.16	2,116,800.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	8.77	3,209,820.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.19	1,563,100.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	18.80	3,609,600.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.87	1,996,700.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	20.20	2,262,400.00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	15,500	65.65	1,017,575.00	
PHARMARON BEIJING CO LTD	14,400	32.85	473,040.00	
WUXI APTEC CO LTD	30,500	71.05	2,167,025.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	349,500	46.60	16,286,700.00	
CHINA LITERATURE LTD	49,800	33.90	1,688,220.00	
BILIBILI INC	19,120	145.50	2,781,960.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	368,000	1.87	688,160.00	
KINGSOFT CORP LTD	91,000	32.05	2,916,550.00	
NETEASE, INC.	192,750	138.40	26,676,600.00	
BAIDU INC-CLASS A	215,660	115.60	24,930,296.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	166,900	51.05	8,520,245.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	609,300	326.40	198,875,520.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	22.90	1,671,700.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	410,000	1.53	627,300.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	20.00	7,600,000.00	
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	8.20	1,271,000.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	310,444	34.35	10,663,751.40	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	37.50	2,662,500.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	11.82	2,872,260.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	1,134,380	1.94	2,200,697.20	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	11.36	1,965,280.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	98,000	9.25	906,500.00	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO. LTD.	128,000	4.56	583,680.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	20.10	3,758,700.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	9.67	1,692,250.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD-RIGHTS	52,500	0.67	35,175.00	
小計 銘柄数 : 193			1,165,208,739.13	(20,006,634,050)

	組入時価比率：22.4%			24.6%
リンギ	DIALOG GROUP BHD	313,044	2.20	688,696.80
	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	22.32	669,600.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	244,000	7.16	1,747,040.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.90	1,955,100.00
	GAMUDA BERHAD	177,000	4.12	729,240.00
	HAP SENG CONSOLIDATED	93,800	4.75	445,550.00
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.14	470,800.00
	MISC BHD	125,960	7.34	924,546.40
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	7.26	881,799.60
	GENTING BHD	187,000	4.62	863,940.00
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.71	620,590.00
	MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.59	298,125.00
	IOI CORP	247,000	3.88	958,360.00
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	22.02	933,648.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	134.90	984,770.00
	PPB GROUP BERHAD	51,740	16.48	852,675.20
	QL RESOURCES BHD	119,000	5.71	679,490.00
	SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.45	1,059,100.00
	TOP GLOVE CORP BHD	428,000	1.06	453,680.00
	IHH HEALTHCARE BHD	156,000	5.88	917,280.00
	AMMB HOLDING	125,000	3.55	443,750.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	683,000	4.95	3,380,850.00
	HONG LEONG BANK	60,960	19.98	1,217,980.80
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	13,422	18.08	242,669.76
	MALAYAN BANKING	501,000	8.74	4,378,740.00
	PUBLIC BANK BHD	1,368,000	4.01	5,485,680.00
	RHB BANK BHD	125,023	5.51	688,876.73
	INARI AMERTRON BHD	271,000	2.26	612,460.00
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	5.07	654,030.00
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	3.09	1,069,140.00
	CELCOMDIGI BHD	286,000	4.42	1,264,120.00
MAXIS BHD	265,000	4.40	1,166,000.00	
TENAGA NASIONAL	258,000	9.09	2,345,220.00	
PETRONAS GAS BERHAD	91,000	16.98	1,545,180.00	

小計	銘柄数：34			41,628,728.29
	組入時価比率：1.4%			(1,251,488,621) 1.5%
パーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	780,000	8.30	6,474,000.00
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	148.00	19,980,000.00
	PTT PCL-NVDR	996,000	32.25	32,121,000.00
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	47.50	7,457,500.00
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	34.25	6,437,869.75
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	41.25	9,404,752.50
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	334.00	27,120,800.00
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	44.50	6,675,000.00
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	7.80	6,864,000.00
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	411,000	73.50	30,208,500.00
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	9.05	7,330,500.00
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	5.50	3,850,000.00
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	270,978	33.00	8,942,274.00
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	46.50	7,208,662.50
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	14.70	8,525,955.90
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	22.80	5,882,400.00
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73,700	40.25	2,966,425.00
	CP ALL PCL-NVDR	543,000	67.25	36,516,750.00
	CARABAO GROUP PCL-NVDR	20,900	77.75	1,624,975.00
	OSOTSPA PCL-NVDR	112,000	31.25	3,500,000.00
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	20.40	8,690,400.00
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	199,800	15.00	2,997,000.00
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,033,000	29.75	30,731,750.00
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	241.00	14,219,000.00
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	134.50	6,590,500.00
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	18.80	5,020,540.00
	SCB X PCL-NVDR	81,000	107.00	8,667,000.00
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	315,000	77.50	24,412,500.00
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	7.70	9,008,738.20
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	219.00	24,966,000.00
INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	140,000	76.75	10,745,000.00	
JMT NETWORK SERVICES-NVDR	51,000	41.25	2,103,750.00	

	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	68,000	55.50	3,774,000.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	39.00	1,911,000.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	63,000	59.50	3,748,500.00	
	B GRIMM POWER PCL-NVDR	104,000	39.75	4,134,000.00	
	ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	33,300	153.00	5,094,900.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	68.25	12,216,750.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	63.75	3,761,250.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	261,000	52.50	13,702,500.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	115,000	38.50	4,427,500.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	70.25	12,996,250.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	9.25	9,342,500.00	
小計	銘柄数 : 43			462,352,692.85	
				(1,835,540,190)	
	組入時価比率 : 2.1%			2.3%	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	55.65	8,124,900.00	
	AYALA CORPORATION	28,302	678.00	19,188,756.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	51.45	13,120,007.25	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	941.00	20,796,100.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	208.00	19,344,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	224.20	9,640,600.00	
	MONDE NISSIN CORP	680,000	9.32	6,337,600.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	153.00	16,371,000.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	206,920	106.80	22,099,056.00	
	BDO UNIBANK INC	249,997	136.00	33,999,592.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	60.50	12,408,247.50	
	PLDT INC	7,000	1,208.00	8,456,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16,900	333.00	5,627,700.00	
	ACEN CORP	47,479	6.00	284,874.00	
	AYALA LAND INC	768,000	27.00	20,736,000.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	34.60	36,882,735.00	
小計	銘柄数 : 16			253,417,167.75	
				(611,799,726)	
	組入時価比率 : 0.7%			0.8%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	2,800.00	3,276,000,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	24,825.00	3,650,516,250.00	

	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	825.00	2,384,003,325.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	5,875.00	2,215,339,125.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	2,040.00	1,550,400,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	3,340.00	3,726,815,420.00	
	VALE INDONESIA TBK	198,000	6,900.00	1,366,200,000.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	7,200.00	1,728,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,890,000	6,250.00	11,812,500,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,930,000	2,880.00	5,558,400,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	178,000	10,975.00	1,953,550,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,800.00	2,856,000,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	4,690.00	3,283,000,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	4,430.00	3,632,600,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	2,130.00	4,899,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	5,520,000	8,825.00	48,714,000,000.00	
	BANK MANDIRI	3,520,000	5,100.00	17,952,000,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	810,000	9,150.00	7,411,500,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,780,028	5,150.00	34,917,144,200.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	1,010.00	1,493,790,000.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	4,090.00	19,959,200,000.00	
小計	銘柄数 : 21			184,339,958,320.00	
				(1,695,927,616)	
	組入時価比率 : 1.9%			2.1%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	58,900.00	300,390,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	72,400.00	284,532,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	5,417	178,200.00	965,309,400.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	9,256	46,150.00	427,164,400.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	132,200.00	196,978,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	365,000.00	229,950,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	4,767	691,000.00	3,293,997,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	175,000.00	338,100,000.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	83,400.00	207,666,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	95,100.00	248,211,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	2,920	301,500.00	880,380,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	36,150.00	267,473,850.00	
	KOREA ZINC CO LTD	850	497,500.00	422,875,000.00	

POSCO HOLDINGS INC	6,940	362,500.00	2,515,750,000.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	52,500.00	367,500,000.00	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	40,550.00	279,795,000.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,400	29,200.00	420,480,000.00	
DOOSAN ENERBILITY CO LTD	38,700	15,330.00	593,271,000.00	
ECOPRO BM CO LTD	5,320	222,000.00	1,181,040,000.00	
LG ENERGY SOLUTION	3,540	553,000.00	1,957,620,000.00	
CJ CORP	1,100	89,500.00	98,450,000.00	
GS HOLDINGS CORP	3,600	39,550.00	142,380,000.00	
LG CORP	9,340	91,000.00	849,940,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	7,790	111,400.00	867,806,000.00	
SK INC	3,370	166,300.00	560,431,000.00	
DOOSAN BOBCAT INC	6,550	51,000.00	334,050,000.00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	1,410	115,200.00	162,432,000.00	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	88,100.00	432,571,000.00	
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	2,100	71,400.00	149,940,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	5,600.00	352,800,000.00	
S-1 CORPORATION	1,450	58,100.00	84,245,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	167,400.00	302,994,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	22,800.00	399,000,000.00	
HMM COMPANY LIMITED	27,100	19,680.00	533,328,000.00	
PAN OCEAN CO LTD	32,000	5,220.00	167,040,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	36,000.00	334,800,000.00	
HANON SYSTEMS	23,400	9,690.00	226,746,000.00	
HYUNDAI MOBIS	6,100	230,000.00	1,403,000,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	13,480	208,000.00	2,803,840,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	112,400.00	464,212,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	110,500.00	320,450,000.00	
KIA CORP	25,850	90,100.00	2,329,085,000.00	
COWAY CO LTD	4,970	49,900.00	248,003,000.00	
LG ELECTRONICS INC	10,300	116,200.00	1,196,860,000.00	
F&F CO LTD / NEW	1,600	139,200.00	222,720,000.00	
KANGWON LAND INC	7,900	18,720.00	147,888,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	800	80,300.00	64,240,000.00	

HOTEL SHILLA CO LTD	3,680	80,600.00	296,608,000.00	
BGF RETAIL CO LTD /NEW	485	182,000.00	88,270,000.00	
E-MART CO	1,710	90,200.00	154,242,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	317,000.00	259,940,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	144,500.00	417,605,000.00	
KT & G CORP	11,390	85,200.00	970,428,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	2,460	115,900.00	285,114,000.00	
LG H&H	1,002	577,000.00	578,154,000.00	
HLB INC	12,500	35,750.00	446,875,000.00	
SD BIOSENSOR INC	3,500	20,200.00	70,700,000.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	9,972	73,400.00	731,944,800.00	
CELLTRION INC	9,890	168,600.00	1,667,454,000.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	77,900.00	151,905,000.00	
CELLTRION PHARM INC	1,135	81,400.00	92,389,000.00	
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	508	301,500.00	153,162,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	69,500.00	230,740,000.00	
YUHAN CORPORATION	4,190	57,200.00	239,668,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	41,900.00	1,257,000,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	10,080.00	263,088,000.00	
KAKAOBANK CORP	12,900	25,000.00	322,500,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	37,700	49,200.00	1,854,840,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	35,300.00	1,570,850,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	49,300	11,820.00	582,726,000.00	
KAKAO PAY CORP	2,570	56,600.00	145,462,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,054	45,750.00	551,470,500.00	
DB INSURANCE CO LTD	3,800	82,900.00	315,020,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	230,000.00	715,300,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	67,700.00	555,140,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	117,000.00	423,540,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	467,240	64,200.00	29,996,808,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	79,400	55,400.00	4,398,760,000.00	
L&F CO LTD	2,180	233,500.00	509,030,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,260	270,500.00	340,830,000.00	
LG.DISPLAY CO LTD	23,500	15,070.00	354,145,000.00	
LOTTE ENERGY MATERIALS CORP	2,150	59,900.00	128,785,000.00	

SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	135,900.00	780,066,000.00	
SAMSUNG SDI CO, LTD	5,307	670,000.00	3,555,690,000.00	
SK HYNIX INC	54,260	86,300.00	4,682,638,000.00	
SK SQUARE CO LTD	8,699	41,900.00	364,488,100.00	
LG UPLUS CORP	17,400	11,260.00	195,924,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	19,340.00	514,444,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	56,200.00	300,108,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	6,940.00	171,674,780.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	9,310.00	174,097,000.00	
SAMSUNG SECURITIES	6,800	34,850.00	236,980,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	783,000.00	1,333,449,000.00	
CHEIL WORLDWIDE INC	5,900	18,960.00	111,864,000.00	
HYBE CO LTD	2,010	277,500.00	557,775,000.00	
KAKAO GAMES CORP	2,810	39,050.00	109,730,500.00	
KRAFTON INC	2,990	198,800.00	594,412,000.00	
NCSOFT CORPORATION	1,631	372,500.00	607,547,500.00	
NETMARBLE CORP	1,470	65,000.00	95,550,000.00	
PEARL ABYSS CORP	2,860	43,650.00	124,839,000.00	
KAKAO CORP	30,420	56,000.00	1,703,520,000.00	
NAVER CORP	12,660	211,000.00	2,671,260,000.00	
小計 銘柄数：102			100,584,283,830.00	
			(10,169,071,095)	
組入時価比率：11.4%			12.6%	
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	85.70	10,486,252.00
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	67.90	22,542,664.20
	FORMOSA PLASTIC	420,424	93.40	39,267,601.60
	NAN YA PLASTICS CORP	487,726	77.70	37,896,310.20
	ASIA CEMENT	208,980	43.85	9,163,773.00
	TAIWAN CEMENT	637,888	38.20	24,367,321.60
	CHINA STEEL	1,119,544	29.15	32,634,707.60
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,735.00	10,410,000.00
	WALSIN LIHWA CORP	268,429	45.90	12,320,891.10
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.80	9,967,837.20
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	12,464	1,005.00	12,526,320.00
	CHINA AIRLINES LTD	219,000	18.85	4,128,150.00



EVA AIRWAYS CORP	202,000	27.65	5,585,300.00	
EVERGREEN MARINE	101,950	151.00	15,394,450.00	
WAN HAI LINES LIMITED	86,335	59.10	5,102,398.50	
YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	60.10	11,479,100.00	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	30.75	7,595,250.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	38.55	8,559,487.80	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	343.00	4,802,000.00	
GIANT MANUFACTURING	24,613	192.50	4,738,002.50	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	476.50	8,311,589.50	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	39,815	194.50	7,744,017.50	
POU CHEN CORP	267,468	31.15	8,331,628.20	
MOMO.COM INC	5,600	718.00	4,020,800.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,000	673.00	19,517,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	287.00	15,445,192.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	74.40	36,666,998.40	
PHARMAESSENTIA CORPORATION	17,000	349.00	5,933,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	546,603	18.05	9,866,184.15	
CTBC FINANCIAL HOLDING	1,672,212	23.30	38,962,539.60	
E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,371,358	25.45	34,901,061.10	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,016,501	27.50	27,953,777.50	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	22.10	18,226,091.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,102,139	34.80	38,354,437.20	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	967,020	17.10	16,536,042.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,123,168	18.30	20,553,974.40	
TAIWAN BUSINESS BANK	649,000	13.90	9,021,100.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,013,520	27.30	27,669,096.00	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370,906	46.50	17,247,129.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	137,699	224.50	30,913,425.50	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,056,706	22.90	24,198,567.40	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	819,293	43.70	35,803,104.10	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,477,789	12.80	18,915,699.20	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	728,463	59.50	43,343,548.50	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,330,113	8.47	11,266,057.11	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50,000	282.00	14,100,000.00	

ACER INC	256,767	29.60	7,600,303.20
ADVANTECH CO.,LTD.	38,750	384.50	14,899,375.00
ASUSTEK COMPUTER INC	66,805	286.50	19,139,632.50
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54,840	185.50	10,172,820.00
COMPAL ELECTRONICS	354,590	25.85	9,166,151.50
INVENTEC CO.,LTD	251,911	32.25	8,124,129.75
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189,897	77.20	14,660,048.40
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	146.50	10,841,000.00
PEGATRON CORP	199,692	70.70	14,118,224.40
QUANTA COMPUTER INC	256,684	92.30	23,691,933.20
WIWYNN CORP	10,000	1,020.00	10,200,000.00
AUO CORP	573,606	17.10	9,808,662.60
DELTA ELECTRONICS INC	187,681	297.00	55,741,257.00
E INK HOLDINGS INC	77,000	189.00	14,553,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,237,649	105.00	129,953,145.00
INNOLUX CORP	1,036,776	13.30	13,789,120.80
LARGAN PRECISION CO LTD	9,040	2,075.00	18,758,000.00
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20,000	278.00	5,560,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	62.40	7,648,118.40
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	118,000	156.00	18,408,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	49.80	8,485,272.60
YAGEO CORPORATION	32,137	490.00	15,747,130.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	106.00	6,827,460.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	323,658	103.50	33,498,603.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	1,805.00	10,830,000.00
GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	466.50	9,330,000.00
MEDIATEK INC	146,538	668.00	97,887,384.00
NANYA TECHNOLOGY CO	100,000	63.30	6,330,000.00
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	415.50	24,954,099.00
PARADE TECHNOLOGIES LTD	9,000	918.00	8,262,000.00
POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	29.80	8,999,600.00
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	43,417	373.00	16,194,541.00
SILERGY CORP	35,000	440.50	15,417,500.00
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,410,000	499.00	1,202,590,000.00

	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,185,500	49.20	58,326,600.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	90.00	9,180,000.00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	41,000	157.00	6,437,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	242,000	23.75	5,747,500.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,065	126.00	46,880,190.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	144,000	77.90	11,217,600.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	154,200	103.50	15,959,700.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	169,668	35.20	5,972,313.60	
小計	銘柄数：88			2,874,677,291.61	
				(12,581,600,102)	
	組入時価比率：14.1%			15.6%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	372.55	30,549,100.00	
	COAL INDIA LTD	142,000	236.15	33,533,300.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	258.40	16,635,792.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	83.95	22,540,575.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	276,000	167.05	46,105,800.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	232.65	17,914,050.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	297,900	2,480.30	738,881,370.00	
	ASIAN PAINTS LTD	38,800	3,139.75	121,822,300.00	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	19,000	636.75	12,098,250.00	
	PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,413.65	23,895,550.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,566.45	39,779,975.00	
	SRF LTD	14,200	2,560.95	36,365,490.00	
	UPL LTD	43,200	682.90	29,501,280.00	
	ACC LIMITED	6,000	1,786.15	10,716,900.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	412.20	23,495,400.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	1,774.15	45,063,410.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	1,240	24,876.85	30,847,294.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	10,500	7,835.45	82,272,225.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	136,500	420.85	57,446,025.00	
	JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	581.95	26,769,700.00	
	JSW STEEL LTD	66,000	710.60	46,899,600.00	
	TATA STEEL LIMITED	699,400	108.55	75,919,870.00	
	VEDANTA LTD	85,000	281.45	23,923,250.00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	108.60	37,792,800.00	

LARSEN&TOUBRO LIMITED	66,900	2,242.15	149,999,835.00
ABB INDIA LTD	4,700	3,860.45	18,144,115.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59,000	327.00	19,293,000.00
HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,282.05	31,153,815.00
SIEMENS LIMITED	7,000	3,797.05	26,579,350.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	1,984.65	32,746,725.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	626.60	13,910,520.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	9,400	2,251.45	21,163,630.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	642.05	14,381,920.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	708.80	37,141,120.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,219.65	15,537,550.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	778.20	23,657,280.00
MRF LTD	200	97,361.00	19,472,200.00
SAMVARDHANA INTERNATIONAL LTD	MOTHERSON 159,000	77.85	12,378,150.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,767.35	33,761,670.00
BAJAJ AUTO LIMITED	6,500	4,547.90	29,561,350.00
EICHER MOTORS LTD	14,300	3,405.30	48,695,790.00
HERO MOTOCORP LTD	12,400	2,585.45	32,059,580.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	89,100	1,251.30	111,490,830.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	11,900	9,260.90	110,204,710.00
TATA MOTORS LTD	172,700	511.60	88,353,320.00
TVS MOTOR CO LTD	18,800	1,239.80	23,308,240.00
PAGE INDUSTRIES LTD	530	41,748.35	22,126,625.50
TITAN CO LTD	36,500	2,757.85	100,661,525.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	75,000	365.55	27,416,250.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	470.50	16,938,000.00
ZOMATO LTD	270,000	62.40	16,848,000.00
TRENT LTD	21,600	1,471.40	31,782,240.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	15,800	3,704.65	58,533,470.00
UNITED SPIRITS LTD	32,700	795.85	26,024,295.00
VARUN BEVERAGES LTD	20,000	1,579.60	31,592,000.00
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	4,635.15	49,596,105.00
MARICO LIMITED	46,000	542.60	24,959,600.00
NESTLE INDIA LIMITED	3,400	22,019.80	74,867,320.00

TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55,700	789.45	43,972,365.00
ITC LTD	281,000	420.40	118,132,400.00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	10,200	1,626.15	16,586,730.00
DABUR INDIA LTD	59,800	520.20	31,107,960.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	982.60	42,743,100.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	79,300	2,592.40	205,577,320.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	4,595.30	49,950,911.00
AUROBINDO PHARMA LTD	18,700	606.40	11,339,680.00
CIPLA LIMITED	46,300	943.60	43,688,680.00
DR. REDDYS LABORATORIES	11,160	4,532.00	50,577,120.00
LUPIN LTD	25,700	765.45	19,672,065.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	90,700	961.05	87,167,235.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	1,655.50	19,104,470.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	706.65	8,903,790.00
AXIS BANK LIMITED	219,300	895.95	196,481,835.00
BANDHAN BANK LTD	56,000	239.15	13,392,400.00
BANK OF BARODA	100,000	178.50	17,850,000.00
ICICI BANK LTD	504,900	939.20	474,202,080.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	56,500	1,957.95	110,624,175.00
YES BANK LTD	1,230,000	16.10	19,803,000.00
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,420.40	52,640,024.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	6,920.95	16,264,232.50
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	169,100	2,767.15	467,925,065.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	567.40	51,292,960.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,110.10	25,643,310.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	450.00	14,940,000.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,185.40	50,498,040.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	91,700	1,088.10	99,778,770.00
INFOSYS LTD	329,300	1,256.10	413,633,730.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,658.20	45,091,376.00
MPHASIS LTD	10,500	1,872.20	19,658,100.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	88,300	3,282.15	289,813,845.00
TECH MAHINDRA LTD	57,400	1,044.05	59,928,470.00
WIPRO LTD	126,700	384.65	48,735,155.00

	TATA ELXSI LTD	4,000	7,198.35	28,793,400.00	
	INDUS TOWERS LTD	61,000	151.45	9,238,450.00	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	214,800	788.60	169,391,280.00	
	ADANI TRANSMISSION LTD	25,500	917.25	23,389,875.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	303,000	248.55	75,310,650.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	206.30	28,675,700.00	
	ADANI TOTAL GAS LTD	26,000	855.05	22,231,300.00	
	GAIL INDIA LTD	190,500	109.35	20,831,175.00	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	492.40	16,840,080.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	26,280	6,663.45	175,115,466.00	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	998.85	39,954,000.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,068.50	10,685,000.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	865.65	20,775,600.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	25,200	1,364.30	34,380,360.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	913.55	26,310,240.00	
	ADANI POWER LIMITED	61,000	242.65	14,801,650.00	
	NTPC LIMITED	406,000	179.55	72,897,300.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	13,810	3,329.20	45,976,252.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	6,670	3,887.95	25,932,626.50	
	DLF LIMITED	58,000	432.80	25,102,400.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	9,300	1,339.45	12,456,885.00	
小計	銘柄数：113			7,160,919,519.50	
				(11,815,517,207)	
	組入時価比率：13.3%			14.6%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	17.07	1,092,480.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	4.11	904,200.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	462,000	2.07	959,574.00	
	INDUSTRIES QATAR	143,000	13.13	1,877,590.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	6.09	1,790,460.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.81	1,645,020.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.20	877,200.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	171,000	18.74	3,204,540.00	
	QATAR NATIONAL BANK	444,000	16.61	7,374,840.00	
	OOREDOO QSC	100,000	10.93	1,093,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	17.93	616,792.00	

	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.83	553,410.00	
小計	銘柄数：12			21,989,106.00	
	組入時価比率：0.9%			(813,157,139)	
				1.0%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	16.60	855,315.00	
	EFG-HERMES HOLDING SAE	60,000	18.95	1,137,000.00	
小計	銘柄数：2			1,992,315.00	
	組入時価比率：0.0%			(8,670,953)	
				0.0%	
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	171.62	4,839,684.00	
	SASOL LTD	57,900	227.22	13,156,038.00	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	10,100	226.76	2,290,276.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,330	1,096.34	5,843,492.20	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	40,800	512.67	20,916,936.00	
	GOLD FIELDS LTD	84,400	305.69	25,800,236.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	98.50	6,698,000.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,200	171.82	13,951,784.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	450.99	3,427,524.00	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	26,700	162.52	4,339,284.00	
	SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	37.32	10,188,360.00	
	BIDVEST GROUP LTD	25,500	237.44	6,054,720.00	
	NASPERS LTD-N SHS	21,020	3,225.60	67,802,112.00	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	61.92	5,820,480.00	
	MR PRICE GROUP LTD	25,000	138.27	3,456,750.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	15.67	2,710,910.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	32,000	83.30	2,665,600.00	
	BID CORP LTD	33,000	395.72	13,058,760.00	
	CLICKS GROUP LTD	23,700	254.92	6,041,604.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	48,100	200.46	9,642,126.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	171.10	7,323,080.00	
	ABSA GROUP LTD	88,700	155.76	13,815,912.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	7,940	1,482.43	11,770,494.20	
	NEDBANK GROUP LTD	44,579	203.15	9,056,223.85	
	STANDARD BANK GROUP LTD	131,700	153.68	20,239,656.00	
	FIRSTRAND LTD	489,000	60.09	29,384,010.00	

	REMGRO LTD	47,300	135.38	6,403,474.00	
	DISCOVERY LTD	46,907	131.74	6,179,528.18	
	OLD MUTUAL LTD	434,000	11.00	4,774,000.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	32.80	2,656,800.00	
	SANLAM LIMITED	190,000	51.41	9,767,900.00	
	MTN GROUP LTD	171,000	109.35	18,698,850.00	
	VODACOM GROUP	68,100	111.96	7,624,476.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	14,200	417.00	5,921,400.00	
	MULTICHOICE GROUP LTD	43,200	106.21	4,588,272.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	41,900	110.00	4,609,000.00	
小計	銘柄数：36			391,517,752.43	
				(2,744,539,444)	
	組入時価比率：3.1%			3.4%	
UAEディールハム	MULTIPLY GROUP	295,000	3.10	914,500.00	
	Q HOLDING PJSC	181,000	2.74	495,940.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	4.37	1,302,260.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	8.48	2,542,744.96	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	10.74	1,374,720.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.44	1,555,997.76	
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	14.00	2,716,000.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	13.96	6,183,233.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	23.56	8,125,844.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	330,000	5.28	1,742,400.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	640,000	5.96	3,814,400.00	
小計	銘柄数：11			30,768,039.72	
				(1,129,802,418)	
	組入時価比率：1.3%			1.4%	
クウェートディール	AGILITY	134,400	0.61	82,924.80	
	BOUBYAN BANK K.S.C	135,628	0.62	84,089.36	
	GULF BANK	134,400	0.26	35,884.80	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	808,500	0.73	591,013.50	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	744,450	0.96	714,672.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.52	99,603.00	
	MABANEE CO SAKC	80,505	0.71	57,883.09	



小計	銘柄数：7			1,666,070.55 (730,388,668)
	組入時価比率：0.8%			0.9%
サウジアラビア リヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	47,751	11.02	526,216.02
	SAUDI ARABIAN OIL CO	264,440	33.65	8,898,406.00
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	47.00	509,151.00
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	28,000	14.32	400,960.00
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	19,300	132.40	2,555,320.00
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	39.00	1,583,400.00
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	86,800	93.00	8,072,400.00
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	25.95	762,099.60
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	12.96	868,320.00
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	43.20	1,248,480.00
	SAUDI ARABIAN MINING CO	83,800	68.80	5,765,440.00
	JARIR MARKETING CO	6,100	167.00	1,018,700.00
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	179.40	609,960.00
	ALMARAI CO	26,300	57.90	1,522,770.00
	SAVOLA	27,400	33.60	920,640.00
	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	170.20	544,640.00
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	7,800	285.80	2,229,240.00
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	5,000	243.20	1,216,000.00
	AL RAJHI BANK	192,000	75.60	14,515,200.00
	ALINMA BANK	94,300	31.55	2,975,165.00
	ARAB NATIONAL BANK	60,800	28.75	1,748,000.00
	BANK AL - JAZIRA	34,100	17.86	609,026.00
	BANK ALBILAD	53,266	39.80	2,119,986.80
	BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	38.90	2,435,140.00
	RIYAD BANK	139,100	34.35	4,778,085.00
	SAUDI BRITISH BANK	95,500	38.60	3,686,300.00
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	16.84	656,760.00
	THE SAUDI NATIONAL BANK	290,084	36.75	10,660,587.00
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	178.80	1,385,700.00
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	292.20	613,620.00
ELM CO	1,900	470.00	893,000.00	
SAUDI TELECOM CO	152,000	45.65	6,938,800.00	

	ETIHAD ETISALAT CO	34,300	46.90	1,608,670.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	29,000	14.26	413,540.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	23.00	1,771,000.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	170.80	939,400.00	
	ACWA POWER CO	8,700	163.40	1,421,580.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	201.40	563,920.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	14.80	784,400.00	
	EMAAR ECONOMIC CITY	35,000	9.21	322,350.00	
	小計 銘柄数：40			101,092,372.42	
				(3,635,281,712)	
				4.5%	
	組入時価比率：4.1%				
	合計			80,876,450,928	
				(80,876,450,928)	

(注1) 外貨建保有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	5,582,100	26,805,244.20	
	小計	銘柄数：1	5,582,100	26,805,244.20	
		組入時価比率：4.0%		(3,608,790,026)	97.3%
	合計			3,608,790,026	(3,608,790,026)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,694,280.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	1,835,940.00	
	小計	銘柄数：2	430,000	9,530,220.00	
		組入時価比率：0.1%		(73,030,075)	2.0%
	ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	300,000	3,600,000.00	
	小計	銘柄数：1	300,000	3,600,000.00	
		組入時価比率：0.0%		(25,236,000)	0.7%
	合計			98,266,075	(98,266,075)

合計		3,707,056,101	(3,707,056,101)
----	--	---------------	-----------------

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年5月12日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,445,047,745	—	4,468,085,630	23,037,885
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	53,700,156	—	53,819,480	119,324
米ドル	53,700,156	—	53,819,480	119,324
合計	—	—	—	23,157,209

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

#### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(2023年5月13日から2023年11月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村つみたて外国株投信の2023年5月13日から2023年11月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村つみたて外国株投信の2023年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月13日から2023年11月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村つみたて外国株投信】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2023年5月12日現在)	第7期中間計算期間末 (2023年11月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	215,294,827	267,467,276
親投資信託受益証券	83,630,940,897	108,639,783,723
未収入金	10,450,234	67,353,927
流動資産合計	83,856,685,958	108,974,604,926
資産合計	83,856,685,958	108,974,604,926
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	124,477,225	198,350,605
未払受託者報酬	8,054,850	10,793,744
未払委託者報酬	68,466,179	91,746,749
未払利息	211	107
その他未払費用	1,208,170	1,618,999
流動負債合計	202,206,635	302,510,204
負債合計	202,206,635	302,510,204
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	46,757,044,342	52,657,706,743
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	36,897,434,981	56,014,387,979
(分配準備積立金)	16,266,453,011	15,759,092,219
元本等合計	83,654,479,323	108,672,094,722
純資産合計	83,654,479,323	108,672,094,722
負債純資産合計	83,856,685,958	108,974,604,926

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期中間計算期間 自 2022年5月13日 至 2022年11月12日	第7期中間計算期間 自 2023年5月13日 至 2023年11月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	5,061,514,519	13,366,157,345
営業収益合計	5,061,514,519	13,366,157,345
<b>営業費用</b>		
支払利息	13,391	38,310
受託者報酬	6,835,349	10,793,744
委託者報酬	58,100,348	91,746,749
その他費用	1,025,241	1,618,999
営業費用合計	65,974,329	104,197,802
営業利益又は営業損失(△)	4,995,540,190	13,261,959,543

経常利益又は経常損失（△）	4,995,540,190	13,261,959,543
中間純利益又は中間純損失（△）	4,995,540,190	13,261,959,543
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	68,792,423	292,503,220
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,463,886,835	36,897,434,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,034,963,645	7,410,839,046
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,034,963,645	7,410,839,046
剰余金減少額又は欠損金増加額	482,418,275	1,263,342,371
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	482,418,275	1,263,342,371
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	29,943,179,972	56,014,387,979

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年5月13日から2023年11月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 2023年5月12日現在	第7期中間計算期間末 2023年11月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,757,044,342口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 52,657,706,743口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7891円 (10,000口当たり純資産額) (17,891円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0637円 (10,000口当たり純資産額) (20,637円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 2023年5月12日現在	第7期中間計算期間末 2023年11月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動



第6期 自 2022年 5月 13日 至 2023年 5月 12日		第7期中間計算期間 自 2023年 5月 13日 至 2023年 11月 12日	
期首元本額	33,352,082,855円	期首元本額	46,757,044,342円
期中追加設定元本額	15,339,127,875円	期中追加設定元本額	7,475,220,607円
期中一部解約元本額	1,934,166,388円	期中一部解約元本額	1,574,558,206円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年11月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	4,029,631,404
コール・ローン	1,291,969,693
株式	1,791,171,086,363
投資証券	35,383,482,673
派生商品評価勘定	529,287,400
未収入金	16,040,990
未収配当金	1,343,695,321
差入委託証拠金	15,840,072,644
流動資産合計	1,849,605,266,488
資産合計	1,849,605,266,488
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,649,863
未払解約金	842,412,644
未払利息	519
その他未払費用	7,790,500
流動負債合計	866,853,526
負債合計	866,853,526
純資産の部	
元本等	
元本	329,187,403,295
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,519,551,009,667
元本等合計	1,848,738,412,962
純資産合計	1,848,738,412,962
負債純資産合計	1,849,605,266,488

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
<p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年11月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5,6161円
(10,000口当たり純資産額)	(56,161円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年11月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
新株予約権証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年11月12日現在	
期首	2023年5月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	317,080,909,636円
同期中における追加設定元本額	26,684,543,292円
同期中における一部解約元本額	14,578,049,633円
期末元本額	329,187,403,295円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	24,760,755円
バランスセレクト50	78,093,992円
バランスセレクト70	104,203,482円
野村外国株式インデックスファンド	485,048,608円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,537,265,492円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,443,947,629円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,662,538,695円
野村資産設計ファンド2015	7,444,891円
野村資産設計ファンド2020	8,407,116円
野村資産設計ファンド2025	13,017,295円
野村資産設計ファンド2030	21,820,425円
野村資産設計ファンド2035	21,445,401円
野村資産設計ファンド2040	38,604,237円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	41,501,164,014円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,267,823,990円
のむラップ・ファンド(普通型)	13,502,424,381円
のむラップ・ファンド(積極型)	15,263,545,361円
野村資産設計ファンド2045	9,167,069円
野村インデックスファンド・外国株式	9,004,907,702円
マイ・ロード	1,344,099,852円
ネクストコア	11,562,920円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	176,016,664円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	3,288,092,603円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	358,932,012円
野村資産設計ファンド2050	9,967,119円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,455,292円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,560,862円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,269,227円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,253,517円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	286,234,561円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,375,529,847円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,417,337円
インデックス・ブレンド(タイプII)	4,835,260円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	45,003,546円

インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	16,588,003 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	56,088,804 円
野村6資産均等バランス	1,914,890,889 円
野村つみたて外国株投信	17,164,021,352 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,281,351,680 円
世界6資産分散ファンド	42,599,531 円
野村資産設計ファンド2060	8,673,574 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,353,556,771 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カンントリー)	172,354,094 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	7,317,959,054 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	7,020,604,896 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	88,437,940 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	51,868,416 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	356,355,069 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	268,153,738 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	837,899 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	2,599,199 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	207,463 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	182,235 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	4,642,173 円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	309,391,004 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,993,607 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	22,395,928 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	62,281,565 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,890,165,567 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	13,694,561 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,158,289,305 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,504,991,766 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	867,225 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,226,496 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,652,561 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,784,528 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	102,070,906,110 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,795,657,139 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,339,062,257 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,896,154,294 円
マイバランスDC30	779,567,078 円
マイバランスDC50	1,923,465,158 円
マイバランスDC70	1,889,614,602 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	46,018,398,247 円
野村DC運用戦略ファンド	500,387,214 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	17,996,286 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	562,134,039 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	485,373,583 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	510,408,558 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	21,990,095 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	10,723,843 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	63,934,245 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	12,313,860 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	12,944,652 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	9,529,585 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	319,938,805 円

マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	246,454,443 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	170,191,520 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	227,080,456 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	7,874,687 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	88,383,366 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	93,034,233 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	61,031,811 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	41,285,082 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 新興国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年11月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	627,626,055
コール・ローン	517,920,225
株式	94,130,775,041
投資信託受益証券	4,000,670,570
投資証券	103,195,973
派生商品評価勘定	27,077,461
未収配当金	114,381,195
差入委託証拠金	3,438,077,862
流動資産合計	102,959,724,382
資産合計	102,959,724,382
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	69,226,982
未払解約金	72,179,593
未払利息	208
その他未払費用	5,073,100
流動負債合計	146,479,883
負債合計	146,479,883
純資産の部	
元本等	
元本	58,931,304,451
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	43,881,940,048
元本等合計	102,813,244,499
純資産合計	102,813,244,499
負債純資産合計	102,959,724,382

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 株式

	<p>原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年11月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,7446円
(10,000口当たり純資産額)	(17,446円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年11月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当	

該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年11月12日現在		
期首		2023年5月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		57,045,792,943円
同期中における追加設定元本額		6,038,946,557円
同期中における一部解約元本額		4,153,435,049円
期末元本額		58,931,304,451円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		17,211,088円
野村資産設計ファンド2020		19,424,102円
野村資産設計ファンド2025		29,669,561円
野村資産設計ファンド2030		49,937,497円
野村資産設計ファンド2035		49,360,886円
野村資産設計ファンド2040		89,628,231円
野村資産設計ファンド2045		21,054,765円
野村インデックスファンド・新興国株式		3,805,124,981円
ネクストコア		15,152,594円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		561,596,619円
野村資産設計ファンド2050		22,951,804円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		5,675,083円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		3,583,615円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		2,936,464円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		2,892,350円
インデックス・ブレンド(タイプI)		1,026,484円
インデックス・ブレンド(タイプII)		1,000,085円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		8,542,485円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		3,317,952円
インデックス・ブレンド(タイプV)		12,231,880円
野村つみたて外国株投信		7,018,756,970円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)		898,803,402円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		2,160,099,435円
世界6資産分散ファンド		135,918,136円
野村資産設計ファンド2060		20,042,527円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)		70,493,585円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス		11,320,580円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信		1,272,915,375円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式		1,910,741,460円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		3,185,174円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)		1,970,393,652円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		691,748円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)		37,900,059,746円
野村DC運用戦略ファンド		654,574,945円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		23,219,679円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	28,176,681円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	30,070,024円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	21,961,716円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	18,194,037円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	59,367,053円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

野村つみたて外国株投信

2023年11月30日現在

I 資産総額	111,508,071,929円
II 負債総額	200,795,203円
III 純資産総額（I－II）	111,307,276,726円
IV 発行済口数	52,976,888,705口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1011円

（参考）外国株式MSCI－KOKUSA Iマザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	1,895,254,423,781円
II 負債総額	6,288,198,148円
III 純資産総額（I－II）	1,888,966,225,633円
IV 発行済口数	329,648,761,416口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.7302円

（参考）新興国株式マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	105,228,127,041円
II 負債総額	970,205,777円
III 純資産総額（I－II）	104,257,921,264円
IV 発行済口数	59,668,133,728口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7473円



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2023年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

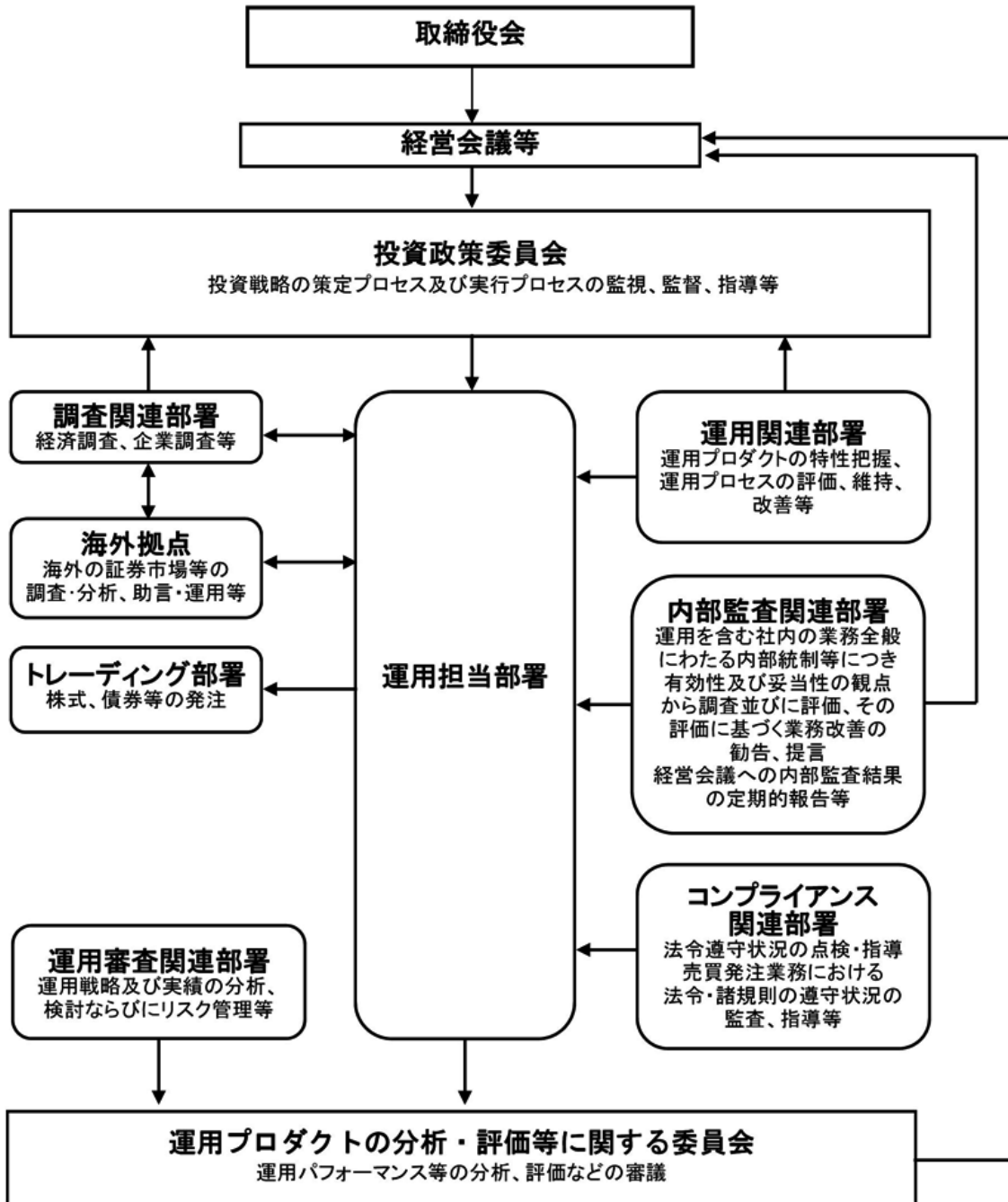
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	998	46,504,659
単位型株式投資信託	176	662,729
追加型公社債投資信託	14	6,759,998
単位型公社債投資信託	464	957,221
合計	1,652	54,884,607

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407



当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
		別途積立金							
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648



## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

## ◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%



②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。



◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## ◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,755
金銭の信託		42,741
未収委託者報酬		28,981
未収運用受託報酬		5,565
短期貸付金		747
その他		1,398
貸倒引当金		△17
流動資産計		87,173
固定資産		
有形固定資産	※1	1,140
無形固定資産		5,519
ソフトウェア		5,518
その他		0
投資その他の資産		16,784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23,444
資産合計		110,617

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29,900
未払金		12,829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9,305
関係会社未払金		2,395
その他未払金	※2	1,085
未払費用		10,122
未払法人税等		2,521
賞与引当金		1,993
その他		201
流動負債計		57,568
固定負債		
退職給付引当金		2,855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,579
負債合計		62,148
(純資産の部)		
株主資本		48,142
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17,232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16,547
繰越利益剰余金		16,547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48,468
負債・純資産合計		110,617

## ◇ 中間損益計算書

		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59,892
運用受託報酬		10,062
その他営業収益		156
営業収益計		70,111
営業費用		
支払手数料		20,743
調査費		15,670
その他営業費用		2,845
営業費用計		39,259
一般管理費	※1	15,475
営業利益		15,376
営業外収益	※2	7,161
営業外費用	※3	715
経常利益		21,822
特別利益	※4	11
特別損失	※5	10
税引前中間純利益		21,823
法人税、住民税及び事業税		4,781
法人税等調整額		536
中間純利益		16,505

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当中間期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
中間純利益							16,505	16,505	16,505
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△14,669	△39,276	△39,276
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	—	16,547	17,232	48,142

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55,782
中間純利益			16,505
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	96	96	96
当中間期変動額合計	96	96	△39,179
当中間期末残高	325	325	48,468

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 965 1050 1059"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、</p>						



## 7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	196百万円
無形固定資産	958百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,692百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	627百万円
※4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	11百万円
※5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	10百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
	配当金支払額			
	2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		55,782百万円	
	(2) 1株当たり配当額		10,830円	
	(3) 基準日		2023年3月31日	
	(4) 効力発生日		2023年6月30日	

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,741	42,741	-
資産計	42,741	42,741	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	60	60	-
負債計	60	60	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,266
組合出資金等	1,621
合計	11,888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,741	-	42,741
資産計	-	42,741	-	42,741
デリバティブ取引（通貨関連）	-	60	-	60
負債計	-	60	-	60

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2023年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	-	△60	△60

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
委託者報酬	59,884 百万円
運用受託報酬	9,422 百万円
成功報酬 (注)	646 百万円
その他営業収益	156 百万円
合計	70,111 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ◇ 1 株当たり情報

自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	9,410 円 05 銭
1 株当たり中間純利益	3,204 円 61 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,505 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,505 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



# 約款

(野村つみたて外国株投信)

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み）における先進国および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

③ 各マザーファンド受益証券の組み入れ比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
野村つみたて外国株投信  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

**(信託の目的と金額)**

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に

係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### **(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **(受益権の譲渡の対抗要件)**

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### **(投資の対象とする資産の種類)**

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条及び第 29 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

### ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

#### 1. 株券または新株引受権証書

#### 2. 国債証券

#### 3. 地方債証券

#### 4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

#### 10. コマーシャル・ペーパー

#### 11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。



④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ

り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ④ 第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (スワップ取引の運用指図)

- 第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### **(損益の帰属)**

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 13 日から翌年 5 月 12 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 30 年 5 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告

は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 19 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 42 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### **(収益分配金および償還金の時効)**

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### **(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(信託の一部解約)**

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま



す。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適

用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 50 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**(付則)**

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成29年10月2日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 3 項および第 46 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め



るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(同一銘柄の転換社債等への投資制限)**

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金立替え)**

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**(信託報酬)**

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

**(利益の留保)**

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

**(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

**(信託の一部解約)**

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

**(信託契約の解約)**

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

**(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、そ

の責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。



⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**(反対者の買取請求権)**

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
新興国株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼



営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### **(先物取引等の運用指図)**

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(スワップ取引の運用指図)**

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**(信託報酬)**

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

**(利益の留保)**

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

**(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

**(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(償還金の支払いの時期)**

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

**(信託の一部解約)**

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

**(信託契約の解約)**

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先



物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社